

## 公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 6年 4月26日

宇治市長 松村 淳子  
(担当課：契約課)

### 記

業務名	東宇治浄化センター維持管理業務委託		
業務場所	宇治市木幡北島地内ほか		
委託期間	令和6年8月1日 ～ 令和10年7月31日 1461日間		
業務概要及び条件	下水道施設の維持管理業務 東宇治浄化センターの下水処理及び汚泥処理に関する運転管理業務、施設及び設備の日常点検及び保守・清掃・小修繕、水質分析業務、ボイラー運転操作業務、マンホールポンプ維持管理業務等を委託するものである。		
予定価格	¥802,725,000 (税込)	最低基準価格	¥561,907,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件 実施要領に記載のとおり			
入札参加表明書の受付 提出期限 令和6年5月9日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和6年5月29日(水) 場 所 宇治市役所 西館 4階入札室		
前払金	無	部分払	有 (47回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は4年分の合計金額です。 。		

## 説明会に替えて連絡する事項

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。

## 予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
  
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

## 公募型指名競争入札実施要領

東宇治浄化センター維持管理業務委託について、公募型指名競争入札（以下「競争入札」という。）を実施しますので、参加希望者は、以下の事項を承知の上、別添の公募型指名競争入札参加表明書及び添付書類を提出してください。

### 1 競争入札参加業者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) この要領に定める公募型指名競争入札参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限及び入札日において、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (4) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 下水道処理施設維持管理業者登録を有すること。
- (6) 処理能力2万m<sup>3</sup>/日以上の下水处理場の維持管理業務実績（元請、過去10年以内）を有すること。
- (7) 下水処理場（高度処理）の維持管理業務実績（元請、連続複数年）を有すること。
- (8) 下水道処理施設管理技士の配置をできること。
- (9) 会社規模（資本金2億円以上）であること。

### 2 競争入札参加方法

- (1) 所定の参加表明書にて、公募型指名競争入札のお知らせ（以下「お知らせ」という。）に記載されている提出期限までに郵送又は直接持参すること。郵送方法は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法のいずれかを用い、お知らせで指定する期日まで（必着）に宇治市総務・市民協働部契約課へ郵送して下さい。なお、郵送料は、入札参加希望者の負担とします。料金不足のものは受け取りません。配達日指定を用いることを推奨します。

(2) 参加表明書には、指定された書類を添付すること。

### 3 競争入札参加者の選定

- (1) 参加表明書を提出した者の中から、参加表明書及び添付書類を審査し、本件の競争入札参加者の資格要件に合致する者を選定し指名する。
- (2) 競争入札参加者として指名された者には、令和6年5月16日（木）にファックス等で連絡するので、入札通知書等を受け取りに来ること。
- (3) 選定されなかった者には、その旨をファックス等により連絡する。非選定理由の説明を求める者には、理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

### 4 仕様書等に関する質疑

- (1) 質疑の受付場所及び期間
  - ① 受付場所 宇治市総務・市民協働部契約課
  - ② 受付期間 令和6年4月26日（金）から  
令和6年5月16日（木）まで  
午前8時30分から午後5時まで  
（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて簡条書きにすること。なお、持参を原則とするがファックスによる送付は認める。その場合は、必ず電話にて到着の確認をすること。
- (3) 質疑に対する回答は、令和6年5月20日（月）午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて回答書を配布する。

### 5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 お知らせに記載のとおり
- (2) 場所 お知らせに記載のとおり  
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

### 6 入札方法等

- (1) 入札書については「宇治市郵便入札の応募案内」を参照し、郵送又は持参のいずれかの方法により、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合

は提出日)までに提出すること。

(2) 入札執行回数は、原則として1回を限度とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

(2) 契約保証金は、免除する。

## 8 入札の無効

(1) 本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札。なお、指名された者であっても、入札時点において本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。

(2) その他の事項は、宇治市物品等競争入札心得による。

## 9 予定価格

お知らせに記載のとおり

## 10 最低制限価格

本案件については、ランダム係数を用いた最低制限価格を適用する。算出方法は以下のとおりである。

(1) 予定価格に0.7を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)を最低基準価格とする。

(2) 最低基準価格にランダム係数(電子計算機等により1.0000から1.0099の範囲内で無作為に抽出される係数)を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)を本案件の最低制限価格とする。

## 11 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を上回る額のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 12 支払条件

前払は行わない。部分払いについては、契約金額の48分の1相当額を令和6年8月分からの請求に基づき47回支払う。円未満の端数が生じる場合は、最終支払日で調整する。なお、契約日から令和6年7月31日までについては、準備期間のため支払いは行わない。

### 13 消費税の扱い

お知らせに記載のとおり。

なお、本件における消費税及び地方消費税の税率は、10%を適用するので注意すること。

### 14 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約約款、宇治市物品等競争入札心得は、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧することができる。

### 15 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて仕様する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、宇治市物品等競争入札心得を熟読し、遵守すること。
- (3) 参加表明書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 本件の入札に関する意志決定をするものが同一人の場合は、入札に参加できないので注意すること。
- (5) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (6) 参加表明書及び添付書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。
- (8) 提出期限以降における参加表明書及び添付書類の修正及び追加は認めない。
- (9) 1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則及び宇治市物品等競争入札心得の定めるところによる。なお、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問い合わせ先	宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号	611-8501
所在地	京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所庁舎本館 3階
電話番号	0774-20-8716
FAX番号	0774-20-8778

## 東宇治浄化センター維持管理業務委託一般仕様書

### 《総則》

#### (目的)

第1条 本仕様書は、発注者と受注者が委託契約を締結した、東宇治浄化センター（以下「浄化センター」という。）の維持管理業務（以下「委託業務」という。）の適正な履行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (業務の履行)

第2条 受注者は、浄化センターの施設、設備の機能を十分に発揮できるよう契約書、仕様書、その他関係書類に基づき、発注者の指示に従って効率のかつ効果的に委託業務を履行しなければならない。

#### (委託業務対象施設)

第3条 委託業務の対象となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 宇治市木幡北島10番地
- (2) 名称 東宇治浄化センター
- (3) 敷地面積 72,600㎡
- (4) 下水処理方式 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法(1～4, 8～12池)  
標準活性汚泥法(5～7池)(令和5年度末現在)
- (5) 汚泥処理方式 濃縮 消化 脱水
- (6) 処理能力 31,800㎥/日(令和5年度末現在)  
参考：委託業務期間末の処理能力(計画) 29,700㎥/日
- (7) 施設・設備 別表1に掲げるとおり

#### (委託業務期間)

第4条 委託業務の期間は、令和6年8月1日から令和10年7月31日までとする。

#### (従事者の服装等)

第5条 受注者は、委託業務従事者（以下「従事者」という。）に清潔で作業に適した統一した衣服を着用させるとともに、受注者の職員であることを明示する名札等を着用させなければならない。また、総括責任者には他の従事者と区別できるよう、腕章等を着用させなければならない。

#### (施設の自主管理)

第6条 受注者は、自らの責任において浄化センターの施設を使用することができるものとする。ただし、使用の範囲方法及び管理方法について、あらかじめ発注者に施設使用願を提出し、承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、浄化センターの施設を改造してはならない。ただし、業務上改造が必要な場合で、あらかじめ発注者に届出をし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、委託業務終

了時の復旧については、発注者・受注者で協議して決める。

- 3 受注者は、自らの責に起因して施設を破損等させた場合は、速やかには発注者に報告するとともに、自己の負担で復旧しなければならない。

## 《委託業務の内容等》

### (委託業務の内容)

第7条 委託業務の主な内容は、次のとおりとする。

#### (1) 運営管理業務

イ 各業務の実施計画の策定

ロ 別表2-1「契約基準」に定める性能の確保、及び別表2-2「管理基準」に定める性能の達成

ハ 浄化センターの施設、設備及び機器の機能保持

ニ 災害、事故等のリスク管理（「リスク分担表」参照）

ホ 従事者の労務、安全管理及び教育、訓練

ヘ 発注者及び関係機関との連絡調整、協議等

#### (2) 運転操作業務

イ 浄化センターの各種設備、機器の運転操作及び制御

ロ 浄化センターの各種設備、機器の調整及び整備

#### (3) 監視業務

イ 浄化センターの運転状況の24時間監視及び記録

ロ 浄化センターの施設、設備及び機器の巡視、巡回点検

ハ 中央監視室に設置している各種監視装置の警報発報への対応

#### (4) 保守点検業務

イ 浄化センターの設備及び機器の日常点検

ロ 浄化センターの土木建築施設のうち建具等の点検

ハ その他発注者が別途指示する保守点検業務

#### (5) 修繕業務

イ 浄化センターの施設、設備及び機器の修繕及び部品交換

ロ 支給工具、予備品及び支給材料等を用いての軽易な修繕

ハ 浄化センターの施設、設備及び機器の軽易な塗装

#### (6) 水質管理・分析・測定業務

イ 適切な運転操作による総合的な水質管理

ロ 運転操作上必要となる定期的な水質分析及び汚泥性状分析等

ハ 異常時における水質分析及び汚泥性状分析等

ニ 分析・測定結果の記録及び報告

ホ その他発注者が別途指示する水質管理・分析・測定業務

#### (7) 施設管理及び物品管理

イ 業務に必要な燃料、薬品、油脂類、塗料及び消耗品の受入立会と管理（調達手配は発注者が

行う)

- ロ 物品の使用記録並びにその報告
- ハ 浄化センターの施設の施錠及び開錠
- ニ 清掃及び場内整備
- ホ その他発注者が別途指示する管理業務

(8) その他の管理業務等

- イ 下水処理過程で発生する産業廃棄物の搬出補助
- ロ 浄化センターの施設及び場内から発生する廃棄物の搬出補助
- ハ 日報、報告書等の作成
- ニ 浄化センターの施設公開や施設見学等への協力

(作業時間)

第8条 運転操作及び監視の業務は、土曜・日曜・祝日を含む24時間終日の作業とする。

- 2 保守点検及び分析・測定業務、その他の管理業務は、土曜・日曜・祝日・年末年始(以下、休日という。)を除く昼間の作業とする。
- 3 前項の作業時間の詳細については、発注者と協議するものとする。

(設備増減に伴う業務の扱い)

第9条 改築更新や設備増減に伴い増減する業務は、水処理の池数変更に伴うものとマンホールポンプの増減を除き、委託業務費の範囲内で行うものとする。

- 2 増設した設備の運転開始時期については、発注者の指示に従うものとする。

《業務の実施体制》

(総括責任者の選任)

第10条 受注者は、配置する従事者の中から総括責任者を選任し、発注者に届け出なければならない。なお、総括責任者に変更がある場合も同様とする。

(総括責任者の職務)

第11条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委託業務の現場における最高責任者として、従事者を指揮監督し、業務を適正かつ円滑に遂行すること。
- (2) 契約書、仕様書、その他関係書類によって業務の目的・内容等を十分に理解し、かつ従事者に周知徹底させること。
- (3) 完成図書等から施設・設備の用途、特性、能力等を十分に把握し、効果的・経済的に運転・保守管理を遂行すること。
- (4) 従事者の現場研修を行い、技術の向上及び労働安全衛生管理に努めること。
- (5) 常に施設及び処理の状況を的確に把握し、緊急時には直ちに発注者への連絡と適切な対処ができる状態にしておくこと。

(主任技術者及び副総括責任者の選任)

第12条 受注者は、運転・保守管理部門の技術的業務の指揮監督及び総括責任者の補佐を行う者として主任技術者を選任し、発注者に届け出なければならない。なお、主任技術者に変更がある場合も同様とする。

2 受注者は、主任技術者の中から総括責任者が傷病、欠勤等で職務を遂行できない場合に職務を代行する副総括責任者を選任し、発注者に届け出なければならない。なお、副総括責任者に変更がある場合も同様とする。

(有資格者の配置)

第13条 受注者は、委託業務の遂行にあたり、特記仕様書第2条に掲げる有資格者を配置しなければならない。

(従事者の資格及び担当業務)

第14条 従事者の資格及び担当業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 総括責任者は、下水道法第22条第2項及び下水道法施行令第15条の3に定める有資格者で、終末処理場の維持管理業務における総括責任者として1年以上又は主任技術者の実務を2年以上経験した上で、業務全体の責任者として、総括の職務にあたり管理能力があり、かつ、下水道処理施設維持管理業務(保守点検及び運転操作・監視等の業務)の実務経験が5年以上である者とし、第11条に定める業務を担当する。
- (2) 主任技術者及び副総括責任者は、下水道法第22条第2項及び下水道法施行令第15条の3に定める有資格者で、終末処理場の維持管理業務における主任技術者として1年以上又は技術者の実務を2年以上経験した上で、総括責任者を補佐及び代行ができ、担当業務の責任者としての確かな判断ができる管理能力があり、かつ下水道処理施設維持管理業務(保守点検及び運転操作・監視等の業務)の実務経験が5年以上である者とし、第12条に定める業務を担当する。
- (3) 水質主任技術者は、下水道法第22条第2項及び下水道法施行令第15条の3に定める有資格者で、水質分析業務の実務を5年以上経験した上で、水質分析担当業務の責任者としての確かな判断ができる管理能力がある者とし、第7条(6)に定める業務を担当する。
- (4) 技術者は、下水道法第22条第2項及び下水道法施行令第15条の3に定める有資格者で、高度な技術を有し、業務の専門職として主体的に業務を遂行できる管理能力があり、かつ下水道処理施設維持管理業務(保守点検及び運転操作・監視、水質管理・試験等の業務)の実務経験が3年以上である者とし、第7条(1)～(8)に定める業務を担当する。
- (5) 技能員は、下水道処理施設維持管理業務(保守点検及び運転操作・監視、水質管理・試験等の業務)について、必要とされる技能を有し、業務が行える者とし、第7条(1)～(8)に定める業務を担当する。

(労働安全衛生管理)

第15条 受注者は、労働安全衛生法に定める作業等の実施にあたっては、有資格者の中から作業主任者を選任し、その指示に従って作業を実施しなければならない。

2 受注者は、定期的に従事者に安全教育を行い事故の防止に努めるとともに、災害が発生した場合の通報・連絡先についても熟知していなければならない。

(教育及び訓練)

第16条 受注者は、従事者の委託業務に関する技術上の知識及び技能の向上を図るため、教育及び訓練に係る計画を策定し、発注者に提出するものとする。

2 受注者は、前項の計画にそって従事者の教育及び訓練を行うものとする。

(緊急時の体制)

第17条 受注者は、大雨・台風及び事故等の緊急事態の発生に備えて所要の人数を配置できるよう連絡、出勤の体制を整えておかななければならない。

2 受注者は、大規模な感染症等の流行に備え、日常の予防対策を徹底し、感染リスクの低減に努めること。また従事者が感染した際を想定して必要最低限な業務の洗い出しを行い、支援体制を計画するとともに発注者と共有すること。

《委託業務の実施要領》

(運営管理業務要領)

第18条 受注者は、次の各号に掲げる事項に留意して、浄化センターの運営管理を効率的かつ効果的に行うものとする。

- (1) 運転操作業務実施計画及び各種業務実施計画を適正に策定し、発注者に提出する。
- (2) 運転操作業務実施計画及び各種業務実施計画を変更する必要性が生じた場合は、速やかに変更計画を作成して発注者に提出する。
- (3) 別表2-1「契約基準」に示す基準を厳守し、監視、保守点検及び分析・測定等の業務から得られる情報を的確に判断して、別表2-2「管理基準」に定める性能を達成するよう運転操作を行う。
- (4) 事故等が発生しないよう安全管理に努める。
- (5) 浄化センターのエネルギー使用の合理化に努める。
- (6) 受注者は、発注者や発注者が委託した者が行う業務等との間で事故や支障が生じないよう必要に応じて協議を行い、互いの業務等が円滑に遂行できるように努める。

(運転操作業務要領)

第19条 受注者は、浄化センターの施設及び設備、機器の運転操作にあたっては、その機能が十分に発揮でき、かつ過度の劣化が生じないよう適正に実施するものとする。

- 2 受注者は、各設備、機器が正常に作動するよう各池及び槽の流入量調整等を行うものとする。
- 3 受注者は、施設及び設備の構造、機能、動作特性、その他の諸特性及び管理状況を熟知して日常業務に従事するとともに、故障、事故等においても適切に処理するものとする。

- 4 受注者は、電気設備のうち自家用電気工作物の現場操作にあたっては、電気保安規程に基づくとともに、電気主任技術者（電気主任技術者が不在の場合は、その代行者又は相当資格者）の指示によるものとする。

#### （監視業務要領）

- 第20条 受注者は、巡視・巡回点検を定期的に行うとともに、中央監視室において施設の運転状況全般を24時間連続して監視し、設備・機器の異常の早期発見に努めるものとする。
- 2 前項の巡視・巡回点検は、別表1に示す施設を対象に行うものとする。
  - 3 受注者は、巡視・巡回点検にあたっては、設備・機器の異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意するとともに、その結果を記録するものとする。
  - 4 受注者は、巡視・巡回点検によって異常を発見した場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに、発注者に報告するものとする。
  - 5 受注者は、発注者が別途指示する事項についても巡視・巡回点検及び監視を行い、その結果を発注者に報告するものとする。

#### （保守点検業務要領）

- 第21条 受注者は、浄化センターの設備・機器の性能及び機能、並びに土木建築施設の保全を確保し、過度の劣化を防ぐために必要な測定、点検及び調整を適正に行うものとする。なお、特記仕様書第7条に掲げる業務のうち再委託するものについては、業務実施計画書に、その旨と受注者としての施行管理方法を明記し事前に発注者に提出するものとする。
- 2 保守点検の基準は、「（公社）日本下水道協会 下水道維持管理指針」によるものとする。
  - 3 受注者は、本仕様書・特記仕様書及び各業務の特記仕様書、並びに業務の履行に必要な関係法令及び各機器の取扱説明書等関係書類を熟知し、その定めるところに従って保守点検業務を行うものとする。
  - 4 受注者は、有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して適切に対応するものとする。
  - 5 受注者は、硫化水素ガスの発生または酸素欠乏の恐れがある場所で作業を行う場合は、関係法令に基づいて行うとともに作業環境の状況を記録し、その結果を速やかに発注者に報告するものとする。
  - 6 受注者は、保守点検において異常等が発見した場合は、速やかにその原因を調査して適切な措置を講じなければならない。第22条で定める修繕が可能なものについては修繕し、修繕完了後写真等を添付して発注者に報告するものとする。なお、その異常等が浄化センターの施設運営に支障をきたすものである場合には、直ちに発注者に報告し、適切に対処しなければならない。
  - 7 受注者は、前項の異常等が現場で修繕できない場合は、その対応策について発注者と協議するものとする。

#### （修繕業務要領）

- 第22条 受注者は、委託業務中に修繕を要する施設、設備、機器等が発見した場合は修繕を行うものとする。なお、修繕業務の範囲は発注者が貸与する工具および支給物品を用いて修繕可能なもの

とする。

- 2 修繕に使用する交換部品は、特記仕様書第5条に定める発注者の支給物品を使用しなければならない。
- 3 修繕作業完了後の発注者への報告は、前条第6項に定める修繕完了後の報告に準じる。
- 4 受注者は、修繕を行うことが不可能な場合は、速やかに発注者に報告し、その対応策について協議するものとする。

#### (分析・測定業務要領)

第23条 受注者(水質主任技術者及び水質分析補助員)は、「(公社)日本下水道協会 下水道維持管理指針」及び「(公社)日本下水道協会 下水試験方法」を参考に、水処理及び汚泥処理の日常運転管理に必要な分析・測定業務を行うものとする。

- 2 水質主任技術者は、処理施設の機能が十分に把握できるよう分析項目・日程を決め、月間予定表を前月25日までに発注者に提出することとする。また、分析結果をもとに施設運転に対し、指示・助言などを適切に行うこととする。
- 3 受注者は、業務の履行に必要な関係法令、その他関係書類を熟知し、その定めに従わなければならない。
- 4 受注者は、水質分析の過程で発生する廃液等を、発注者の指示に従って適切に保管するものとする。
- 5 水質分析に使用する薬品類には毒劇物に該当するものもあるため、受注者は、その取り扱いに十分注意を払うものとする。

#### (施設管理業務要領)

第24条 受注者は、浄化センターの場内及び各施設を定時に巡回して保安管理に努めるとともに、異常を発見した場合は、直ちに必要な措置を行い発注者に報告するものとする。また、自動火災報知器が作動した場合は消防署等の関係機関に連絡するなど必要な措置を行うとともに、発注者に連絡するものとする。

- 2 受注者は、浄化センターにおける設備機器、備品工具等の盗難の防止に努め、不法侵入者を見つけた場合は、速やかに発注者へ報告するものとする。
- 3 受注者は、従事者に火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めるものとする。
- 4 受注者は、浄化センターの場内、施設内及びその周辺を常に整理して美観及び衛生を保つものとする。

#### (産業廃棄物の搬出補助業務要領)

第25条 受注者は、下水処理過程で発生する産業廃棄物の搬出補助業務を、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 脱水汚泥、沈砂、しさ等の産業廃棄物については、発注者の指示に従い、発注者が契約した産業廃棄物運搬業者に協力して車両への積込等搬出作業を行うものとする。
- (2) 産業廃棄物引渡し時においては、立会をし、処分量を確認するとともに、発注者が契約した

産業廃棄物運搬業者にマニフェスト受渡票を渡すものとする。

#### 《書類の提出》

##### (書類の提出)

第26条 受注者は、委託業務の遂行にあたり、業務着手10日前までに、次の各号に定める書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 施設使用願
- (2) 選任届
  - ア 総括責任者
  - イ 副総括責任者
  - ウ 主任技術者
- (3) 従事者名簿(経歴、資格、年齢、実務経験、担当業務)
- (4) 組織表・分担表
- (5) 緊急時の連絡体制表
- (6) 第16条第1項及び第18条に基づく計画書
- (7) 下請負申請書(下請負契約を締結する場合)

#### 《受注者の責務》

##### (法令の遵守)

第27条 受注者は、下水道関係法令、水質汚濁防止法、京都府環境を守り育てる条例、環境関係法令、労働関係法令、その他関係法令を熟知して、法令に違反することのないように努めるとともに、自らの責任において関係法令上の措置を行うものとする。

##### (業務の報告)

第28条 受注者は、前日の維持管理日報、作業予定表等を用いて発注者と協議を行い、業務の実施状況を報告するものとする。ただし、休日は除く。

- 2 受注者は、毎月末に業務完了通知書を提出するものとする。ただし、月末が休日の場合は、翌日以降とする。
- 3 月間管理実績、点検、整備、修繕、支給物品使用等の状況については、第29条に定める協議の際に、書面にて発注者に報告するものとする。
- 4 受注者は前項の運転管理実績に第18条で定める管理基準を満たしていない項目がある場合、その理由と改善方法を考察し前項の報告に添付すること。

##### (運転効率に関する協議)

第29条 受注者は、浄化センターの施設の運転効率を高めて適切な管理状態を確保するため、月に1回以上発注者と協議するものとする。

- 2 受注者は浄化センターの運転管理状況のみならず、社会情勢や他施設における先駆的取り組みを総合的に判断し、積極的改善措置を協議すること。

## 《費用の分担》

### (事務室等の使用)

第30条 受注者は、第6条第1項の定めに基づき発注者から使用を承諾された施設(事務室・控室・浴室等)の使用について、自己で清掃等を行い適切に維持管理をするものとする。また、施設を汚損・破損等した場合は、弁償するものとする。

2 当該施設の使用に伴う光熱水費については発注者の負担とする。

### (工具の貸与等)

第31条 発注者は、委託業務遂行上必要と認めた工具・分析器具・その他備品類について、受注者に無償貸与するものとする。

2 受注者は、発注者から無償貸与を受けた工具等について台帳を作成して、保管状況を常に把握するものとする。また、損傷(業務上やむを得なかったと発注者が認めた場合を除く)・盗難・紛失等があった場合は、弁償するものとする。

3 受注者は、委託業務遂行上必要な場合、発注者の保管する施設完成図書を閲覧することが出来る。なお、閲覧にあたっては発注者に必要な図書とその有無を確認し発注者の許可を得ること。

### (支給物品)

第32条 委託業務の実施に伴い発注者が受注者に支給する物品は、特記仕様書第5条のとおりとする。

2 受注者は、支給物品の使用にあたっては、使用日、使用量及び使用場所等を記録し、発注者に報告するものとする。

### (電話等)

第33条 受注者が必要とする電話・インターネット回線を設置する場合は、第6条第2項の定めに従い、受注者の負担で行い、使用料金は受注者が負担するものとする。

### (施設等の損傷)

第34条 受注者は、浄化センターの施設・設備・機器等を損傷した場合は、その原因と浄化センターに与える影響について、速やかに発注者に報告するものとする。

2 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により、浄化センターの施設、設備、機器等に損傷を与えた場合は、原状に復する責任を負うものとする。

3 受注者は、施設、設備、機器等の損傷が浄化センターの機能に重大な影響を与えると予想される場合は、責任の所在にかかわらず必要な緊急措置を講じるものとする。

## 《支払い》

### (委託金額の支払い)

第35条 受注者は毎月の業務完了後、第28条第2項に定める書類を提出し、発注者の承認を受けた

後、請求書を提出するものとする。

- 2 委託金額の支払いは月払いとし、委託金額の4/8分の1相当額を令和6年8月分から4/8回に分けて毎月支払うものとする。なお、支払い金額に円未満の端数が生じる場合は、最終支払時で精算する。

#### 《雑則》

##### (提案)

第36条 受注者は、浄化センターの効果的な管理・運営の方法について、発注者に提案することができる。

##### (改善要請)

第37条 発注者の責に帰すべき事由によって委託業務の遂行に支障が生じた場合、受注者は発注者に対して改善を要請することができる。

- 2 受注者は、改善を要請する場合、次の事項を明記した改善要請書を提出しなければならない。

(1) 改善が必要な理由

(2) 必要な改善案

- 3 改善要請書の提出があった場合、発注者は受注者と協議し、必要と認めた場合は改善措置を講じるものとする。

##### (引継ぎの義務)

第38条 委託期間の満了に伴って受注者の交代が生じる場合、委託業務を円滑に移行するための引継期間を設けるものとする。

- 2 引継期間は、新受注者の委託契約締結日から前受注者の委託業務終了日までとし、双方協議の上、この引継期間中に委託業務(施設機能の確認等を含む)を引き継がなければならない。

- 3 委託業務の引継及び技術指導に要する費用は、新受注者の負担とし、委託業務の費用に含まれているものとする。

##### (疑義)

第39条 本仕様書及び特記仕様書、並びに各業務の特記仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者にて協議のうえ定めるものとする。

## 東宇治浄化センター維持管理業務特記仕様書

### (目的)

第1条 本仕様書は、発注者と受注者が委託契約を締結した、東宇治浄化センター維持管理業務(以下「委託業務」という。)の一般仕様書を補完して、委託業務の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

### (有資格者)

第2条 一般仕様書第13条に定める有資格者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 下水道法第22条第2項及び下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する者
- (2) 危険物取扱者(甲種又は乙種第4類)
- (3) 酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
- (4) 電気主任技術者(第3種)
- (5) 電気工事士(第一種)
- (6) 玉掛技能講習修了者
- (7) ボイラ技士(一級)
- (8) 特定化学物質等作業主任者
- (9) その他労働安全衛生関係等で必要な資格を有する者
- (10) 第7条に定めるその他の委託業務に必要な資格を有する者

### (従事者の配置)

第3条 受注者は、委託業務を円滑に遂行するため、一般仕様書第14条に定める従事者を、次の各号のとおり適正に配置するものとする。

- (1) 昼間(休日を除く)
  - イ 総括責任者または副総括責任者を配置すること。
  - ロ 運転・保守管理部門(ボイラ運転管理も含む)の水処理部門と汚泥処理部門に主任技術者と技術者又は技能員を配置すること。
  - ハ 水質分析部門に水質主任技術者と技術者又は技能員を配置すること。
- (2) 夜間及び休日
  - イ 運転・保守管理部門(ボイラ運転管理は除く)に技術者又は下水道処理施設維持管理業務(保守点検及び運転操作・監視の業務)の実務経験が2年以上ある技能員を配置すること。

### (脱水・ボイラの運転業務)

第4条 汚泥の脱水及びボイラの運転業務は、休日を除く昼間作業を原則とし、発注者の指示に従って行うものとする。

### (支給物品)

第5条 委託業務の実施に伴い発注者が受注者に支給する物品は、次の各号に掲げるものとする。ただ

し、第7条に定めるその他の委託業務に係るものは除く。

- (1) 重油(自家発電機・ボイラ・雨水ポンプ用燃料)
- (2) 油脂類(潤滑油、グリース等)
- (3) 薬品類(滅菌・凝集・脱水・ボイラ等処理用薬品)
- (4) 塗装材料(補修用塗料、希釈剤、刷毛等)
- (5) 機器の維持に必要な部品等
- (6) 記録用紙、データ保存用メディア等
- (7) 照明の交換ランプ類
- (8) 分析・測定に必要なガラス器具等の消耗品及び薬品
- (9) その他発注者が必要と認めた物品

(受注者が負担する物品)

第6条 委託業務の実施に伴い受注者が負担する物品は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 安全管理器具類(防塵マスク、メガネ、雨具、長靴、手袋、ヘルメット、安全靴、安全ロープ安全標識等の作業員用の用具)
- (2) 事務室・休憩室等で使用する什器、備品、日用品、事務用品(コピー機、パソコン、プリンター等)
- (3) 第7条に定めるその他の委託業務に必要な物品

(その他の委託業務)

第7条 受注者は、次の各号に掲げる業務を各業務の特記仕様書に基づいて行うものとする。

- (1) 排水水質監視装置点検業務
- (2) 分析機関による分析・測定業務
- (3) 中央監視制御装置点検業務
- (4) 電気計装設備点検業務
- (5) 水質計装設備点検業務
- (6) 蒸気ボイラ点検整備業務
- (7) 消防設備点検業務
- (8) フロン類使用機器点検業務
- (9) 貯水槽清掃点検業務
- (10) マンホールポンプ場設備点検業務
- (11) 土木建築施設点検業務
- (12) 場内清掃業務
- (13) 場内整備業務

## ( 1 ) 排水水質監視装置点検業務 特記仕様書

### ( 目的 )

第 1 条 本仕様書は、東宇治浄化センター維持管理業務における排水水質監視装置年間点検業務 ( 以下「業務」という。 ) の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

### ( 遵守事項 )

第 2 条 受注者は、業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- ( 1 ) 第 4 条に定める業務の詳細日程について、あらかじめ発注者と協議すること。
- ( 2 ) 業務の実施は、本特記仕様書の内容に十分留意するとともに、第 3 条に掲げる機器に精通している者 ( 有資格者による点検が法令等で定められている場合は、その資格を有する者 ) によること。
- ( 3 ) 業務について発注者から照会、要請等があった場合は、誠意をもって対応すること。

### ( 業務の対象機器 )

第 3 条 受注者が行う業務の対象となる機器は、次の各号に掲げるものとする。ただし、契約期間中に機器更新がされた場合、更新機器に読み替える。

- ( 1 ) 全窒素・全りん計 ( T N P 計 )  
製造業者 堀場アドバンステクノ  
型 式 P N - 1 2 0  
製 造 年 平成 2 5 年 9 月 製  
製造番号 SGOMRXU3
- ( 2 ) 紫外線吸光度自動計測器  
製造業者 堀場アドバンステクノ  
型 式 C W - 1 5 0 A  
製 造 年 平成 2 5 年 3 月 製  
製造番号 YJ22BD73
- ( 3 ) 水質汚濁負荷量演算器  
製造業者 堀場アドバンステクノ  
型 式 A L M - 3 0 0  
製 造 年 平成 2 4 年 1 2 月 製  
製造番号 USK10436

### ( 業務の内容等 )

第 4 条 受注者は、前条各号に掲げる機器について、別表 3 - 1 に基づき業務を行うものとするが、機器更新された場合も同様とする。

- 2 業務において交換する部品及び試薬は、機器の製造業者が推奨するものを用いるものとする。ただし、部品供給停止などが生じた場合は、別途、協議の上、発注者の指示によることとする。

る。

（責任と費用負担）

第5条 受注者は、自己の責任と費用負担において業務上必要な物品を購入するものとする。

（報告）

第6条 受注者は、各機器の点検・整備が毎回終了する都度、速やかに業務結果報告書（日本工業規格 A4版）を作成し、発注者に1部提出するものとする。

2 受注者は、業務の結果、機器に不良箇所が認められた場合、その旨を業務結果報告書に明記し、発注者に報告するものとする。

## ( 2 ) 分析機関による分析・測定業務 特記仕様書

### ( 目的 )

第 1 条 本仕様書は、東宇治浄化センター維持管理業務における「分析機関による分析・測定業務」(以下「業務」という。)の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

### ( 遵守事項 )

第 2 条 受注者は、業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- ( 1 ) 第 3 条各号に掲げる業務の詳細日程について、あらかじめ発注者と協議すること。
- ( 2 ) 試料の採取は、受注者が行うこと。
- ( 3 ) 本特記仕様書に示す分析・測定方法により難しい場合、または同等の正確さをもって分析・測定が可能な方法を採用しようとする場合は、あらかじめ発注者と協議すること。
- ( 4 ) 分析・測定結果等について発注者から照会、要請等があった場合は、誠意をもって対応すること。
- ( 5 ) 分析・測定結果等については、第三者に対し公開しないものとする。

### ( 業務の内容 )

第 3 条 受注者は、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

- ( 1 ) 放流水の水質分析
- ( 2 ) 流入下水の水質分析
- ( 3 ) 汚泥分析(溶出試験)
- ( 4 ) 汚泥分析(含有試験)
- ( 5 ) 消化ガス組成分析
- ( 6 ) ばい煙測定
- ( 7 ) 脱硫剤分析(溶出試験)
- ( 8 ) 敷地境界線上の悪臭物質測定

### ( 分析・測定の方法等 )

第 4 条 受注者が行う分析・測定の項目及び回数は、前条各号に掲げる業務ごとに別表 4 - 1 ~ 8 に定めるとおりとする。

- 2 分析及び測定の実施時期、試料採取場所、測定地点等については、発注者と協議の上、発注者の指示に基づいて決めるものとする。
- 3 分析及び測定の計量方法については、別表 4 - 1 ~ 8 に示す方法を原則とするが、第 2 条( 3 ) に示すように、発注者と協議の上、変更を可能とする。
- 4 委託期間中に、新たな分析項目が必要となった際には、発注者と協議の上、発注者の指示に基づいて決めるものとする。

### ( 責任と費用負担 )

第5条 受注者は、自己の責任と費用負担において本業務を行うものとする。

(報告)

第6条 受注者は、第3条各号に掲げる業務ごとに分析・測定の計量方法、定量限界値、有効数字、最小位を定め、第1回目の試料採取日までに発注者に報告するものとする。

2 受注者は、分析及び測定が毎回終了する都度、速やかにその結果を計量証明書(日本工業規格A4版)にして、発注者に2部提出するものとする。

### ( 3 ) 中央監視制御装置点検業務 特記仕様書

#### ( 目的 )

第 1 条 本仕様書は、東宇治浄化センター維持管理業務における中央監視制御装置点検業務（以下「業務」という。）の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

#### ( 遵守事項 )

第 2 条 受注者は、業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- ( 1 ) 事前に工程表を発注者に提出して業務の詳細日程、並びに関連設備・機器の停止順序の詳細について発注者と協議すること。
- ( 2 ) 復電作業により中央監視制御装置等の重要設備が停止または誤動作を生じた場合の応急処置並びに復旧体制について計画を立て、発注者の承認を得ること。
- ( 3 ) 事故等の緊急事態に対応できるよう監視、連絡体制をとること。
- ( 4 ) 業務の実施は、本特記仕様書の内容に十分留意するとともに、第 3 条に掲げる設備・機器に精通している者によること。
- ( 5 ) 業務の作業時間は、原則として午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までとすること。
- ( 6 ) 業務について発注者から照会、要請等があった場合は、誠意をもって対応すること。
- ( 7 ) 業務に関する情報については、第三者に対し公開しないものとする。

#### ( 業務の対象設備・機器 )

第 3 条 受注者が行う業務の対象となる中央監視制御装置の設備・機器は、別紙の「東宇治浄化センター中央監視制御装置システム構成図」に掲げるものとする。ただし、委託期間中に、更新による機器変更及び増設された設備・機器についても対象とする。

#### ( 業務の内容 )

第 4 条 受注者は、前条に定める中央監視制御装置の設備・機器について、別表 5 - 1 に基づき年 1 回業務を行うものとする。

#### ( 責任と費用負担 )

第 5 条 次の各号に掲げる事項については、受注者の責任と費用負担において速やかに処理するものとする。

- ( 1 ) 業務上必要な物品の購入。
- ( 2 ) 人身事故が発生したとき。
- ( 3 ) 誤操作によって中央監視制御装置のデータに損傷を与えたとき。

#### ( 報告 )

第 6 条 受注者は、業務終了後、速やかに業務結果報告書を作成し、これに業務の実施状況を示す写真（業務の実施前、実施中、実施後の状況が確認できるもの）を添えて、発注者に 1 部提出するも

のとする。

- 2 受注者は、業務の結果、設備に不良箇所が認められた場合、その旨を業務結果報告書に明記し、発注者に報告するものとする。

## (4) 電気計装設備点検業務 特記仕様書

### (目的)

第1条 本仕様書は、東宇治浄化センター維持管理業務における電気計装設備点検業務(以下「業務」という。)の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

### (遵守事項)

第2条 受注者は、業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事前に工程表を発注者に提出して業務の詳細日程、並びに点検設備の停止順序の詳細について発注者と協議すること。
- (2) 業務により中央監視制御装置等の重要設備が停止または誤動作を生じた場合の応急処置並びに復旧体制について計画を立て、発注者の承認を得ること。
- (3) 事故等の緊急事態に対応できるよう監視、連絡体制をとること。
- (4) 業務の実施は、本特記仕様書の内容に十分留意するとともに、第3条に掲げる設備に精通している者によること。
- (5) 業務の作業時間は、原則として午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- (6) 業務について発注者から照会、要請等があった場合は、誠意をもって対応すること。
- (7) 業務に関する情報については、第三者に対し公開しないものとする。

### (業務の対象設備)

第3条 受注者が行う業務の対象となる電気計装設備は、別表6-1に掲げるものとする。ただし、委託期間中に、更新による機器変更及び増設された電気計装設備についても対象とする。

### (業務の内容)

第4条 受注者は、前条に定める電気計装設備について、別表6-2を参考にして、別表6-1で指定する年度に点検を行うものとする。

### (責任と費用負担)

第5条 次の各号に掲げる事項については、受注者の責任と費用負担において速やかに処理するものとする。

- (1) 業務上必要な物品の購入。
- (2) 人身事故が発生したとき。
- (3) 誤操作によって中央監視制御装置のデータに損傷を与えたとき。

### (報告)

第6条 受注者は、業務終了後、速やかに業務結果報告書を作成し、これに業務の実施状況を示す写真(業務の実施前、実施中、実施後の状況が確認できるもの)を添えて、発注者に1部提出するものとする。

- 2 受注者は、業務の結果、設備に不良箇所が認められた場合、その旨を業務結果報告書に明記し、発注者に報告するものとする。

## ( 5 ) 水質計装設備点検業務 特記仕様書

### ( 目的 )

第 1 条 本仕様書は、東宇治浄化センター維持管理業務における水質計装設備点検業務（以下「業務」という。）の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

### ( 遵守事項 )

第 2 条 受注者は、業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- ( 1 ) 第 4 条に定める業務の詳細日程について、あらかじめ発注者と協議すること。
- ( 2 ) 業務の実施は、本特記仕様書の内容に十分留意するとともに、第 3 条に掲げる機器に精通している者によること。
- ( 3 ) 業務について発注者から照会、要請等があった場合は、誠意をもって対応すること。

### ( 業務の対象機器 )

第 3 条 受注者が行う業務の対象となる機器は、別表 7 - 1 に掲げるものとする。ただし、委託期間中に増設または更新した機器についても点検の対象とする。

### ( 業務の内容 )

第 4 条 受注者は、前条に掲げる機器について、別表 7 - 2 に基づき年 1 回業務を行うものとする。

### ( 責任と費用負担 )

第 5 条 受注者は、自己の責任と費用負担において業務上必要な物品を購入するものとする。

### ( 報告 )

第 6 条 受注者は、業務終了後、速やかにその業務結果報告書を作成し、これに業務の実施状況を示す写真（業務の実施前、実施中、実施後の状況が確認できるもの）を添えて、発注者に 1 部提出するものとする。

- 2 受注者は、業務の結果、機器に不良箇所が認められた場合、その旨を業務結果報告書に明記し、発注者に報告するものとする。

## (6) 蒸気ボイラ点検整備業務 特記仕様書

### (目的)

第1条 本仕様書は、東宇治浄化センター維持管理業務における蒸気ボイラ点検整備業務(以下「業務」という。)の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

### (遵守事項)

第2条 受注者は、業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事故等の緊急事態に対応できるよう監視、連絡体制をとるとともに、事故等が発生した場合は速やかに適切な処置を行い、その状況を発注者に書面で報告すること。
- (2) 業務の実施は、本特記仕様書の内容に十分留意するとともに、有能技術者及び有資格者によること。
- (3) 発注者との連携を密にして業務の円滑な進捗を図るとともに、作業限界部分については相互に協力し、全体として支障のないようにすること。
- (4) 業務について発注者から照会、要請等があった場合は、誠意をもって対応すること。

### (業務の対象設備・機器)

第3条 受注者が行う業務の対象となる設備・機器は、次の各号に掲げるものとする。

#### (1) No. 1ボイラ

製造業者 高尾鉄工所  
設置年月 平成9年3月  
型式 FTE-10CY  
伝熱面積 15.1m<sup>2</sup>  
製造番号 12237  
使用燃料 消化ガス・A重油

#### (2) No. 2ボイラ

製造業者 高尾鉄工所  
設置年月 平成15年2月  
型式 FTE-10CY  
伝熱面積 15.1m<sup>2</sup>  
製造番号 12812  
使用燃料 消化ガス・A重油  
備考 連続ブロー装置付属

#### (3) ボイラ遠隔監視装置

### (業務の内容)

第4条 受注者は、前条各号に掲げるボイラ1缶ごとに、次の各号に掲げる業務を年1回行うものとする。

( 1 ) ボイラ遠隔監視装置点検・調整

- イ ボイラと遠隔監視装置との間で、各装置が正常に指示し動作しているかを模擬信号入力等により確認し、誤差があるものについては調整すること。
- ロ 別表 8 - 1 ・ 2 により、ボイラ水位発信器、ボイラ蒸気圧力発信器、ボイラ炉内圧力発信器、軟水タンク水位発信器、排ガス温度計、給水流量計、油流量計、ガス流量計、ばい煙濃度計を点検確認すること。

( 2 ) ボイラの安全点検並びに燃焼調整

- イ 前号のボイラ遠隔監視装置点検・調整終了後、別表 8 - 3 によりボイラの安全点検を行い、別表 8 - 4 により燃焼調整を行うこと。なお、これらの業務は、消化ガス並びに A 重油を燃料に用いて行うこと。

( 3 ) ボイラ性能検査の受検

- イ ボイラ及び圧力容器安全規則第 3 8 条に基づくボイラ性能検査を、検査代行機関に申請し、検査を受けること。なお、検査は、検査証の有効期限内に完了させること。
- ロ ボイラ性能検査を受けるにあたり、検査に必要な検査前整備を行うこと。なお、整備の内容及び箇所は、炉内外部の清掃、水面計、水中計、電極フランジ部、弁類（主蒸気弁、逆止弁、安全弁、排水弁等）、水位制御器、圧力制御器、その他性能検査に必要な部分とする。また、分解等を行った部分のパッキン類並びに電極保持器、水面柱ガラスは、良否にかかわらず新品と取り替えること。

( 4 ) 性能検査後の安全点検並びに燃焼調整

- イ 性能検査完了後、第 2 号に準じてボイラの安全点検並びに燃焼調整を行うとともに、ボイラ安全弁の作動圧等を確認するための蒸気放出試験を、発注者の立会いの上で行うこと。

( 責任と費用負担等 )

第 5 条 受注者は、自己の責任と費用負担において業務上必要な物品の購入、及び検査並びに申請等を行うものとする。

( 報告 )

第 6 条 受注者は、業務終了後、速やかに第 5 条各号に掲げる業務ごとに業務結果報告書を作成し、これに別表 8 - 1 ~ 4 の記録と、業務の実施状況を示す写真（業務の実施前、実施中、実施後の状況が確認できるもの）を添えて、発注者に 1 部提出するものとする。

2 . 受注者は、業務の結果、設備・機器に不良箇所が認められた場合、その旨を業務結果報告書に明記し、発注者に報告するものとする。

## ( 7 ) 消防設備点検業務 特記仕様書

### ( 目的 )

第 1 条 本仕様書は、東宇治浄化センター維持管理業務における消防設備点検業務（以下「業務」という。）の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

### ( 遵守事項 )

第 2 条 受注者は、業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- ( 1 ) 業務の実施は、本特記仕様書の内容に十分留意するとともに、第 4 条に掲げる機器に精通している者（有資格者による点検が法令等で定められている場合は、その資格を有する者）によること。
- ( 2 ) 発注者との連携を密にして業務の円滑な進捗を図るとともに、作業限界部分については相互に協力し、全体として支障のないようにすること。
- ( 3 ) 業務について発注者から照会、要請等があった場合は、誠意をもって対応すること。
- ( 4 ) 業務に関する情報については、第三者に対し公開しないものとする。

### ( 業務の対象設備 )

第 3 条 受注者が行う業務の対象となる消防設備は、別表 9 - 1 に掲げるものとする。ただし、委託期間中に、更新による機器変更及び増設された消防設備についても対象とする。

### ( 業務の内容 )

第 4 条 受注者は、前条に定める消防設備について、次の各号に従って年 2 回業務を行うものとする。

- ( 1 ) 自動火災報知設備については、感知器、受信機、総合盤（受信機・発信機・電鈴・地区音響設備）、電源装置の点検
- ( 2 ) 誘導灯設備については、誘導灯、電源装置（配線を含む）の点検
- ( 3 ) 非常放送設備については、スピーカー、増幅器、電源装置の点検
- ( 4 ) 消火栓設備については、消火栓、放出装置の点検（放出テストを含む）
- ( 5 ) 消火器設備については、消火器点検

### ( 責任と費用負担 )

第 5 条 受注者は、自己の責任と費用負担において業務上必要な物品の購入、及び届出手続き並びに提出書類の作成を行うものとする。

### ( 報告等 )

第 6 条 受注者は、業務終了後、速やかに第 5 条各号に掲げる業務ごとに業務結果報告書を作成し、発注者に 2 部提出するものとする。なお、業務結果報告書には、業務の実施状況を示す写真（業務の実施前、実施中、実施後の状況が確認できるもの）を添付するものとする。

- 2 受注者は、業務の結果、設備・機器に不良箇所が認められた場合、その旨を業務結果報告書に

明記し、発注者に報告するものとする。

- 3 受注者は、業務終了後、業務結果報告書とは別に消防法第17条の3の3の規定に基づく点検結果報告書を2部作成し、発注者の承認を得るものとする。
- 4 受注者は、発注者の承認を得た点検結果報告書2部を所轄の消防署に届け出た後、副本を発注者に提出するものとする。

## ( 8 ) フロン類使用機器点検業務 特記仕様書

### ( 目的 )

第 1 条 本仕様書は、東宇治浄化センター維持管理業務におけるフロン類使用機器点検業務（以下「業務」という。）の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

### ( 遵守事項 )

第 2 条 受注者は、業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- ( 1 ) 業務の実施は、本特記仕様書の内容に十分留意するとともに、第 4 条に掲げる機器に精通している者（有資格者による点検が法令等で定められている場合は、その資格を有する者）によること。
- ( 2 ) 発注者との連携を密にして業務の円滑な進捗を図るとともに、作業限界部分については相互に協力し、全体として支障のないようにすること。
- ( 3 ) 業務について発注者から照会、要請等があった場合は、誠意をもって対応すること。
- ( 4 ) 業務に関する情報については、第三者に対し公開しないものとする。

### ( 業務の対象設備 )

第 3 条 受注者が行う業務の対象となるフロン類使用機器は、別表 10 - 1 に掲げるものとする。ただし、委託期間中に、更新による機器変更及び増設された機器についても対象とする。

### ( 業務の内容 )

第 4 条 受注者は、前条に掲げる機器について、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、点検を行うこと。

- ( 1 ) 別表 10 - 1 に掲げる機器すべてにおいて、四半期に一回以上の簡易定期点検
- ( 2 ) 別表 10 - 1 に掲げる機器の内、7.5 ~ 50 kW の空調機器の定期点検冷媒漏えい検査においては資格等を保有する者が行うこと。

### ( 責任と費用負担 )

第 5 条 受注者は、自己の責任と費用負担において業務上必要な物品の購入、及び届出手続き並びに提出書類の作成を行うものとする。

### ( 報告等 )

第 6 条 受注者は、業務終了後、速やかに第 5 条各号に掲げる業務ごとに業務結果報告書を作成し、発注者に 2 部提出するものとする。なお、業務結果報告書には、業務の実施状況を示す写真（業務の実施前、実施中、実施後の状況が確認できるもの）を添付するものとする。

- 2 受注者は、業務の結果、設備・機器に不良箇所が認められた場合、その旨を業務結果報告書に明記し、発注者に報告するものとする。

## ( 9 ) 貯水槽清掃点検業務 特記仕様書

### ( 目的 )

第 1 条 本仕様書は、東宇治浄化センター維持管理業務における貯水槽清掃点検業務（以下「業務」という。）の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

### ( 遵守事項 )

第 3 条 受注者は、業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- ( 1 ) 業務の実施は、本特記仕様書の内容に十分留意するとともに、貯水槽清掃点検に精通している者（有資格者による点検が法令等で定められている場合は、その資格を有する者）によること。

建築物飲料水貯留槽清掃業登録

貯水槽清掃作業監督者講習会修了者（作業主任者）

簡易専用水道検査機関登録（簡易専用水道検査および水質検査）

- ( 2 ) 発注者との連携を密にして業務の円滑な進捗を図るとともに、作業限界部分については相互に協力し、全体として支障のないようにすること。
- ( 3 ) 業務について発注者から照会、要請等があった場合は、誠意をもって対応すること。
- ( 4 ) 業務に関する情報については、第三者に対し公開しないものとする。
- ( 5 ) 業務に従事する者は、保健所等の検査資格を有する機関の健康診断（消化器系細菌検査）を受診し、従事前検査成績書を提出しなければならない。病原体検査は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌及び腸管出血性大腸菌（O157）を対象とし、便について行うものとする。
- ( 6 ) 作業当日において、健康状態不良の者は作業に従事させてはならない。

### ( 業務の対象設備 )

第 4 条 受注者が行う業務の対象となる貯水槽は、別表 1 1 - 1 に掲げるものとする。

### ( 業務の内容 )

第 5 条 受注者は、前条に定める設備について、次の各号に従って年 1 回業務を行うものとする。

- ( 1 ) 貯水槽の清掃
- ( 2 ) 水道法 3 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査
- ( 3 ) 水質検査（別表 1 1 - 2 に掲げる項目）

### ( 責任と費用負担 )

第 6 条 受注者は、自己の責任と費用負担において業務上必要な物品の購入、及び届出手続き並びに提出書類の作成を行うものとする。

### ( 報告等 )

第 7 条 受注者は、業務終了後、速やかに第 5 条各号に掲げる業務ごとに業務結果報告書を作成し、発

注者に1部提出するものとする。なお、業務結果報告書には、業務の実施状況を示す写真（業務の実施前、実施中、実施後の状況が確認できるもの）を添付するものとする。

- 2 受注者は、業務の結果、設備・機器に不良箇所が認められた場合、その旨を業務結果報告書に明記し、発注者に報告するものとする。

## (10) マンホールポンプ場設備点検業務 特記仕様書

### (目的)

第1条 本仕様書は、東宇治浄化センター維持管理業務におけるマンホールポンプ場設備点検業務(以下「業務」という。)の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

### (遵守事項)

第2条 受注者は、業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 業務の実施は、本特記仕様書の内容に十分留意するとともに、本業務に精通している者(有資格者による点検が法令等で定められている場合は、その資格を有する者)によること。
- (2) 業務箇所が道路上であるため作業を行うには道路使用許可が必要となるため、許可を取った上、写しを提出すること。
- (3) 点検時の転落防止処置や、吊上工具等の機材による災害及び感電等の安全に留意するとともに、第三者への安全も確保し業務を実施すること。また、マンホール内の作業についても酸素欠乏や有毒ガス発生の恐れがあることから、作業前に酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者立会いのもと、酸素濃度及び硫化水素濃度等の測定を行い十分安全確認を行い業務を実施すること。測定した値は報告書へ記載すること。
- (4) 汚水は不衛生なため、業務実施の際は道路上や周囲への飛散防止及び清掃等の衛生管理を行うこと。
- (5) 発注者との連携を密にして業務の円滑な進捗を図るとともに、作業限界部分については相互に協力し、全体として支障のないようにすること。
- (6) 関連業者との取り合い部分については、必要の都度、発注者と協議すること。
- (7) 業務について発注者から照会、要請等があった場合は、誠意をもって対応すること。
- (8) 業務に関する情報については、第三者に対し公開しないこと。

### (業務の対象設備)

第3条 受注者が行う業務の対象となるマンホールポンプ場は、別表12-1に掲げるものとする。ただし、委託期間中に、更新計画等による設備変更や増設についても対象とする。また、別表12-1のマンホールポンプ場に増減があった場合は、別途協議を行うものとする。

### (業務の内容)

第4条 受注者は、前条に定める設備について、別表12-2に掲げる項目と頻度にて点検を行うものとする。

### (緊急時の対応)

第5条 受注者は、緊急時の対応に備え緊急連絡体制を構築し、発注者に緊急連絡体制表を提出するものとする。また、緊急連絡体制に変更が生じた場合は、速やかに変更した内容の緊急連絡体制表を提出するものとする。

- 2 受注者は、自動通報装置からの故障警報を受けた場合、原則 1 時間以内に現場へ急行するとともに、発注者へ故障内容を報告すること。現地到着後は状況を確認し、故障に対する対応方法や緊急処置の内容について発注者へ提案し、その了承を得たのち対処すること。
- 3 業務中に事故が発生した場合、直ちに発注者に報告し指示を受けなければならない。

(責任と費用負担)

第 6 条 本業務に要する機材・消耗品のうち、設備の運転に必要な電力使用量及び通信料以外については、全て受注者の負担とする。

- 2 本業務実施に際して関係官公署に申請及び調整に要する費用は全て受注者の負担とする。
- 3 本業務から逸脱するような修繕等の費用については、別途協議する。
- 4 本業務から逸脱するような大量の異物処理費用については、別途協議する。

(報告等)

第 7 条 受注者は、業務終了後、速やかに第 4 条に掲げる業務ごとに業務結果報告書を作成し、発注者に 1 部提出するものとする。なお、業務結果報告書には、業務の実施状況を示す写真(業務の実施前、実施中、実施後の状況が確認できるもの)を添付するものとする。

- 2 受注者は、業務の結果、設備・機器に不良箇所が認められた場合、速やかにその状況を監督職員に報告し、その対応を協議にうえ決定するものとする。
- 3 受注者は、第 6 条に掲げる対応後、業務結果報告書とは別に、速やかに緊急対応報告書を作成し発注者に 1 部提出するものとする。なお、対応状況を示す写真(業務の実施前、実施中、実施後の状況が確認できるもの)を添付するものとする。

## (11) 土木建築施設点検業務 特記仕様書

### (目的)

第1条 本仕様書は、東宇治浄化センター維持管理業務における土木建築施設点検業務（以下「業務」という。）の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

### (遵守事項)

第2条 受注者は、業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 業務の実施は、本特記仕様書の内容に十分留意するとともに、第3条に掲げる施設に精通している者（有資格者による点検が法令等で定められている場合は、その資格を有する者）によること。
- (2) 点検時の転落防止処置や、第三者への安全も確保し業務を実施すること。
- (3) 業務について発注者から照会、要請等があった場合は、誠意をもって対応すること。
- (4) 業務に関する情報については、第三者に対し公開しないこと。

### (対象施設)

第3条 受注者が行う業務の対象となる土木建築施設は、別表13-1に掲げるものとする。ただし、委託期間中に増設された場合は、増設分も対象とする。ただし、対象施設が改築工事等を行っている期間中は、対象から外すことができる。

### (点検と報告)

第4条 受注者は、別表13-1～8に基づき点検を行い、写真・図面等を添付した点検報告書を2部発注者へ提出するものとする。点検によって異常が認められた箇所においては、進行具合を観察し、急激な変化が起きた場合には、随時、発注者へ報告するものとする。

### (責任と費用負担)

第5条 受注者は、自己の責任と費用負担において業務上必要な物品を購入するものとする。

## (12) 場内清掃業務 特記仕様書

### (目的)

第1条 本仕様書は、東宇治浄化センター維持管理業務における場内清掃業務(以下「業務」という。)の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

### (業務内容)

第2条 業務内容は、次の各号に掲げるとおりとし、休日を除く昼間に行うこととする。

- (1) 管理棟共有部(機械室、電気室、倉庫を除く)の清掃は、休日を除き毎日行うこと。
- (2) 汚泥処理棟及び第2ポンプ棟内の控室と便所の清掃は、週1回以上行うこと。
- (3) 管理棟内の事務所・水質試験室・宿直室・中央監視室の清掃は、週2回行うこと。
- (4) 管理棟内の事務所・会議室・廊下・中央監視室については、年2回以上床ワックス研磨を行うこと。
- (5) 管理棟1階の屋外に面したガラス窓の清掃は、年2回以上行うこと。その際、ガラスのやけ・水垢等も除去すること。
- (6) 空調機器のフィルター洗浄は、年2回以上行うこと。
- (7) 発注者が特に汚れが著しいと認め清掃を指示した場所については、適時行うこと。

### (日程調整)

第3条 受注者は、前条(4)～(6)の各作業を行うにあたり、事前に発注者と日程の調整を行うこととする。

### (責任と費用負担)

第4条 受注者は、自己の責任と費用負担において業務上必要な物品を購入するものとする。

## (13) 場内整備業務 特記仕様書

### (目的)

第1条 本仕様書は、東宇治浄化センター維持管理業務における場内整備業務(以下「業務」という。)の適正な履行を図るため、必要な事項を定めるものである。

### (業務内容)

第2条 業務内容は以下のとおりとし、休日を除く昼間に行うこととする。

- (1) 管理棟及び修景池周辺の芝生の除草と散水
- (2) 敷地内及び周辺道路での落葉の清掃
- (3) 敷地内(管理棟及び修景池周辺の芝生部分を除き、緑道を含む)の年2回以上の除草。
- (4) 敷地外周と場内道路沿いの樹木は、状況に応じて発注者と協議の上、木の種類に適した時期に、樹木のそれぞれの性質、形状に合わせて樹形等を整える。
- (5) 敷地内の立枯れ・勝手生えの樹木伐採。
- (6) 発注者が特に必要と認めた箇所の除草又は剪定。
- (7) 除草後の刈草や剪定枝等は当日処分を原則とするが、対応できない場合7日以内に処分。  
(処分までの期間は、飛散防止対策を施す。)
- (8) 場内整備作業中に危険箇所や修理が必要な箇所を発見した場合は、発注者に報告する。

### (業務箇所)

第3条 前条(1)～(4)の業務箇所については、別図のとおりとする。

### (業務計画)

第4条 受注者は、剪定木等の選定を発注者と協議の上決定し、年間業務計画書を作成し、発注者へ提出すること。

### (責任と費用負担)

第5条 受注者は、自己の責任と費用負担において業務上必要な物品を購入するものとする。

### (現場確認)

第6条 受注者は、第2条(3)～(6)の作業後の状態について、発注者の現場確認を受けること。  
現場確認時に発注者からの指摘を受けた場合は速やかに善処すること。

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
		発注者	受注者
契約締結リスク	発注者の責により、受注者が契約を締結できない又は契約手続きに時間を要する場合		-
	受注者の責により、発注者が契約を締結できない又は契約手続きに時間を要する場合	-	
法令等のリスク	委託業務に直接関係する新たな法整備あるいは規制強化により業務の履行が不可能となった場合		-
	関係機関の行政指導等により業務の中断、停止になった場合		-
	受注者の責により、関係機関の行政指導等により業務の中断、停止になった場合	-	
	消費税などの税制の変更になった場合		-
事業の中止・遅延 契約変更に関する リスク	発注者の指示等（方針転換による業務内容・用途の変更）		-
	発注者の債務不履行		-
	受注者が行う委託業務に必要な許認可等の遅延	-	
	受注者の責による各種業務実施計画の変更、事業の中止及び受注者の事業放棄、破綻	-	
第三者賠償リスク	受注者の責によらない事故等による第三者への損害に対する負担		-
	受注者が実施する委託業務等に起因して発生する事故等による第三者への損害に対する負担	-	
住民対策リスク	受注者の責によらない住民対策に係るもの		-
	受注者が実施する委託業務等に起因して発生する住民対策に係るもの	-	
	委託業務等に起因して発生する住民反対運動等		
	見学者の対応		
環境保全リスク	受注者が実施する委託業務等に起因して発生する周辺環境の影響に係るもの	-	
	指定廃棄物（PCB等）		-
不可抗力リスク	自然災害等の事象等により、対象施設が損傷を受け委託業務に支障をきたした場合		-
	受注者の責に帰することのできない大規模停電等の緊急事態により、設備が自動停止若しくは損傷を受け、委託業務に支障をきたした場合		-
物価変動リスク	大幅な物価変動によるコスト増大リスク		-
	発注者と受注者が協議して決定する範囲内の物価変動によるコスト増大リスク	-	
金利変動リスク	金利の上昇に伴う資金調達コスト増大リスク	-	
施設損傷リスク	天災等、不可抗力の事由による施設損傷の修復		-
	受注者の責による事故、火災、その他施設損傷の修復	-	
施設性能確保リスク	委託業務開始時の施設の性能未達		-
	放流水の不適合	-	
	委託業務終了時における施設の性能確保	-	

：主分担      ：従分担  
 その他の分担については発注者と受注者の協議による

別表 1

## (1) 水処理施設

(令和5年度末現在)

施設名		形状・能力	現況
第一 ポン プ 棟	沈砂池	巾 1.0m 長さ 4.0m 深さ 0.3m	1 池
	スクリーン	手掻式 目巾 25mm 巾 1000mm 高さ 2300mm	1 基
	揚砂ポンプ	100 0.5m <sup>3</sup> /分 11kW 水中汚水ポンプ	1 台
	汚水ポンプ	100 1.2m <sup>3</sup> /分 7.5kW 水中汚水ポンプ 150 2.4m <sup>3</sup> /分 11kW 水中汚水ポンプ	1 台 2 台
第二 ポ ン プ 棟	スクリーン水路	巾 1.0m×長さ 10.0m×深さ 0.48m	4 水路
	除塵機	間欠式前面掻上式 1.5kW 目巾20mm	3 基
	揚砂ポンプ	80 0.5m <sup>3</sup> /分 7.5kW 水中サンドポンプ	2 台
		100 1.0m <sup>3</sup> /分 15kW 水中サンドポンプ	1 台
		250 6.0m <sup>3</sup> /分 30kW 縦軸渦巻斜流ポンプ	2 台
		300 11.0m <sup>3</sup> /分 46kW 縦軸渦巻斜流ポンプ	1 台
	汚水ポンプ	300 12.0m <sup>3</sup> /分 55kW 縦軸渦巻斜流ポンプ	1 台
		400 23.0m <sup>3</sup> /分 90kW 縦軸渦巻斜流ポンプ	1 台
	軸封水ポンプ	40/30 0.08m <sup>3</sup> /分 2.2kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	2 台
	スカム分離機	回転ドラム式 3.6m <sup>3</sup> /分 0.75kW	1 台
	沈砂し渣洗浄機	機械攪拌式(攪拌機・掻上機・スクリーコンベア・洗浄槽)	1 基
	し渣搬出コンベア	トラフ形コンベア 機長2700mm×幅600mm 1.5kW	1 台
トラフ形コンベア 機長14500mm×幅600mm 1.5kW		1 台	
し渣脱水機		0.5m <sup>3</sup> /時3.7kW スクリュープレス脱水機	1 台
し渣スキップホイスト	ワイヤーロープ式 揚程約17.2m バケツ容量0.2m <sup>3</sup>	1 台	
送風機棟	し渣ホッパー	電動カットゲート式 容量2.0m <sup>3</sup> 0.75kW×2	1 基
	送風機	300/250 83m <sup>3</sup> /分130kW 7段ターボブロワ	3 台
	冷却水ポンプ	32 0.04m <sup>3</sup> /分 1.5kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	2 台
	潤滑油ポンプ	40 0.11m <sup>3</sup> /分 3.7kW ギヤールオイルポンプ	2 台
	冷却塔	8冷却トン 0.15kW 空冷低騒音形	2 台
最初 沈 殿 池 設 備	最初沈殿池	巾 6.0m×長さ 18.0m×深さ 3.0m	2 池
		巾 6.0m×長さ 12.5m×深さ 3.0m	7 池
	汚泥引抜弁	150 作動圧力 4.0kgf/cm <sup>2</sup> 空気作動仕切弁	8 台
		150 0.2kW 電動偏心構造弁	1 0 台
初沈汚泥ポンプ	100 0.8m <sup>3</sup> /分 2.2kW 吸込スクリー付汚泥ポンプ	4 台	
汚泥掻寄機	0.6m/分 0.75kW 水平機長14.7m チェンフライト式	2 台	
	0.6m/分 0.4kW 水平機長9.15m チェンフライト式	6 台	
	0.6m/分 0.4kW 水平機長12.5m モノレール式	1 台	

施設名		形状・能力	現況
反応槽設備	反応槽	巾 6.0m×長さ 30.1m×深さ 5.0m	4 池
		巾 6.0m×長さ 29.1m×深さ 7.8m	8 池
	散気装置	超微細気泡散気装置	10 池分
	攪拌機	2.2kW 水中攪拌機	3 台
		3.7kW 水中攪拌機	3 台
		5.5kW 水中攪拌機	4 台
0.4kW 立型攪拌機		4 台	
	0.75kW 立型攪拌機	9 台	
	1.5kW 立型攪拌機	5 台	
最終沈殿池設備	最終沈殿池	巾 6.0m×長さ 24.0m×深さ 3.5m	4 池
		巾 6.0m×長さ 30.5m×深さ 3.5m	8 池
	汚泥引抜弁	200 作動圧力 4.0kgf/cm <sup>2</sup> 空気作動仕切弁	2 台
		200 0.2kW 電動偏心構造弁	2 台
		150 0.2kW 電動偏心構造弁	12 台
	返送汚泥ポンプ	100/80 0.64m <sup>3</sup> /分 1.5kW 吸込スクリーン付汚泥ポンプ	4 台
		100/80 0.64m <sup>3</sup> /分 2.2kW 吸込スクリーン付汚泥ポンプ	4 台
100 1.5m <sup>3</sup> /分 3.7kW 吸込スクリーン付汚泥ポンプ		3 台	
150 2.5m <sup>3</sup> /分 5.5kW 吸込スクリーン付汚泥ポンプ		2 台	
100 1.0m <sup>3</sup> /分 2.2kW 吸込スクリーン付汚泥ポンプ		4 台	
	100/80 1.0m <sup>3</sup> /分 3.7kW 吸込スクリーン付汚泥ポンプ	4 台	
余剰汚泥ポンプ	100 0.7m <sup>3</sup> /分 3.7kW 横軸無閉塞オパールヘッド形	2 台	
	80 0.7m <sup>3</sup> /分 2.2kW 吸込スクリーン付汚泥ポンプ	4 台	
汚泥掻寄機	0.3m/分 0.75kW 水平機長20.5m チェンフライト式	4 台	
	0.3m/分 0.75kW 水平機長27.05m チェンフライト式	2 台	
	0.3m/分 0.4kW 水平機長27.05m チェンフライト式	4 台	
	0.3m/分 0.4kW 水平機長30.5m モノレール式	2 台	
凝集設備	凝集剤注入ポンプ	0.012~0.046L/分 0.2kW ダイヤフラム式	4 台
		0.011~0.060L/分 0.2kW ダイヤフラム式	1 台
		0.002~0.043L/分 0.2kW ダイヤフラム式	1 台
	凝集剤貯留タンク	ポリエチレン製 3m <sup>3</sup> FRP製 3m <sup>3</sup> ・5m <sup>3</sup>	2 基 各 1 基
	次亜塩注入ポンプ	0.2~1.5L/分 0.4kW ギヤポンプ	4 台

施設名		形状・能力	現況
設備	次亜塩貯留タンク	ポリエチレン製 5m <sup>3</sup>	2 基
	圧力式砂ろ過器	下向流式 240m <sup>3</sup> /日/基	3 基
用水設備	洗浄水給水ユニット	自動給水ポンプユニット 0.62m <sup>3</sup> /分 5.5kW×2	1 基
	ストレーナ水給水装置	自動給水ポンプユニット 1.5m <sup>3</sup> /分 11kW×2	1 基
	消泡水ポンプ	125/100 2.1m <sup>3</sup> /分 18.5kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	2 台
		100/80 1.1m <sup>3</sup> /分 7.5kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	2 台
		80/65 0.86m <sup>3</sup> /分 5.5kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	1 台
	ろ過原水ポンプ	50/40 0.2m <sup>3</sup> /分 3.7kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	3 台
		50 0.2m <sup>3</sup> /分 2.2kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	1 台
	ろ過水ポンプ	65/50 0.7m <sup>3</sup> /分 5.5kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	2 台
		50 0.3m <sup>3</sup> /分 1.5kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	1 台
	希釈水ポンプ	65/50 0.5m <sup>3</sup> /分 2.2kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	1 台
逆洗水ポンプ	80/65 1.0m <sup>3</sup> /分 7.5kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	1 台	
	80/65 1.1m <sup>3</sup> /分 11kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	1 台	
放流設備	再揚水ポンプ	250 7.0m <sup>3</sup> /分 11kW・15kW 水中汚水ポンプ	各 1 台
		350 14m <sup>3</sup> /分 18.5kW 水中汚水ポンプ	1 台
		400 15m <sup>3</sup> /分 22kW 水中汚水ポンプ	2 台
	雨水ポンプ	600 42m <sup>3</sup> /分 426rpm 縦軸斜流渦巻ポンプ	2 台
		50kW 1000/426rpm ディーゼルエンジン	2 台
自動除塵機	目巾30mm 巾1350mm 深さ4420mm ピンラック自動除塵機	2 基	
高架水槽	FRP製角形 有効容量1.0m <sup>3</sup>	1 基	

## (2) 汚泥処理施設

(令和5年度末現在)

施設名		形状・能力	現況
濃縮設備	濃縮タンク	放射流式重力濃縮 6.3m×6.3m×3.5m	2 池
	汚泥掻寄機	中央駆動懸垂形汚泥掻寄機 2.1m <sup>3</sup> /分 0.4kW	2 台
	濃縮汚泥引抜ポンプ	80 0.4m <sup>3</sup> /分 3.7kW 横軸無閉塞オ-パ-ヘッド形	2 台
	し渣分離機	2.3m <sup>3</sup> /分 1.5kW 目幅5mm 回転ドラム形	2 台
	ベルト濃縮機	ベルト型ろ過濃縮機 20m <sup>3</sup> /時	2 台
	余剰汚泥供給ポンプ	125 0.167~0.5m <sup>3</sup> /分 5.5kW 一軸ネジ式	2 台
	薬品溶解タンク	1.2m×1.5m 有効容量1.0m <sup>3</sup>	2 基
	薬品供給ポンプ	20 1.5~4.5L/分 0.4kW 一軸ネジ式	2 台
	洗浄水供給ポンプ	40 85L/分 0.75kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	2 台
	濃縮汚泥移送ポンプ	125 0.4m <sup>3</sup> /分 5.5kW 一軸ネジ式	2 台
	分離液移送ポンプ	80 0.8m <sup>3</sup> /分 3.7kW 横軸無閉塞オ-パ-ヘッド形	2 台
	スカム移送ポンプ	80 0.8m <sup>3</sup> /分 3.7kW 横軸無閉塞オ-パ-ヘッド形	2 台
	し渣破碎機	12L/分 3.7kW 2軸差動回転型	1 台
	スカムピット攪拌機	1.5kW 水中攪拌機	1 台
	分離液貯留槽攪拌機	2.8kW 水中攪拌機	1 台
	余剰汚泥貯留槽攪拌機	2.8kW 水中攪拌機	2 台
	濃縮汚泥貯留槽攪拌機	4kW 水中攪拌機	1 台
	消化槽設備	消化タンク	覆蓋ドーム形 内径14m 深さ16.8m 容量1577m <sup>3</sup> /基
汚泥引抜ポンプ		100 1.2m <sup>3</sup> /分 3.7kW 横軸無閉塞オ-パ-ヘッド形	2 台
消化タンク攪拌装置		スクリー式攪拌機 循環流量1020m <sup>3</sup> /時以上 5.5kW	2 台
		インペラ式攪拌機 2.2m×1 2.7m×2 2.2kW	2 台
脱硫塔		連続乾式脱硫塔 75m <sup>3</sup> /時/塔	4 塔
ガス貯留タンク		乾式ガスタンク 容量800m <sup>3</sup> 内径 11.62m 高さ 12.26m	2 基
余剰ガス燃焼装置	炉内燃焼型 200Nm <sup>3</sup> /時	2 基	
脱水設備	汚泥脱水機	スクリープレス脱水機 353kg-DS/時	1 台
		遠心脱水機 20m <sup>3</sup> /時	1 台
	汚泥供給ポンプ	150/100 0.173~0.519m <sup>3</sup> /分 7.5kW 一軸ネジ式	2 台
		150/100 0.166~0.5m <sup>3</sup> /分 7.5kW 一軸ネジ式	2 台
揚水ポンプ	50 0.25m <sup>3</sup> /分 3.7kW 横軸多段渦巻ポンプ	2 台	
高架水槽	FRP製角形 有効容量6.0m <sup>3</sup>	1 基	

施 設 名		形 状 ・ 能 力	現 況
脱 水 設 備	薬品供給ポンプ	40 20~50L/分 1.5kW 一軸ネジ式	2 台
		50 21~65L/分 1.5kW 一軸ネジ式	2 台
	薬品溶解タンク	内径2.0m 高さ2.0m 有効容量5.0m <sup>3</sup>	2 基
	ケーキ搬送コンベア	巾0.6m 長さ5.5m 出力1.5kW トラフ形コンベア	1 台
		巾0.6m 長さ5.9m 出力1.5kW トラフ形コンベア	1 台
		巾0.6m 長さ8.0m 出力1.5kW トラフ形コンベア	1 台
		巾0.6m 長さ3.3m 出力1.5kW トラフ形コンベア	1 台
巾0.6m 長さ3.8m 出力1.5kW トラフ形コンベア		1 台	
ケーキ貯留ホッパー	容量11m <sup>3</sup> 1.5kW×2 電動カットゲート式	2 基	
返流水ポンプ	100/80 1.2m <sup>3</sup> /分 5.5kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	2 台	
ボ イ ラ ー 設 備	蒸気ボイラー	炉筒煙管式ボイラー 1200kg/時	2 台
	ガス昇圧ブロワ	2.0Nm <sup>3</sup> /分 950mmAq 2.2kW ブースターファン	2 台
	清缶剤注入設備	78mL/分 2MPa 0.2kW	2 台
	原水ポンプ	40/32 0.12m <sup>3</sup> /分 0.75kW 横軸片吸込渦巻ポンプ	2 台
	給水ポンプ	40 0.1m <sup>3</sup> /分 5.5kW 片吸込多段渦巻ポンプ	1 台
		25 0.03m <sup>3</sup> /分 1.5kW 立軸多段渦巻ポンプ	1 台
軟水装置	3.0m <sup>3</sup> /時 再生時間：2時間 イオン交換樹脂型	2 台	
生 物 脱 臭 設 備	生物脱臭塔	角型充填塔式生物脱臭装置 30m <sup>3</sup> /分	1 基
		角型充填塔式生物脱臭装置 40m <sup>3</sup> /分	1 基
	循環ポンプ	40 150L/分 1.5kW	2 台
		40 280L/分 0.75kW	2 台
	吸引ファン	30m <sup>3</sup> /分 2.94kPa 3.7kW ターボファン	1 台
		40m <sup>3</sup> /分 2.94kPa 5.5kW ターボファン	1 台
	活性炭吸着塔	立型カートリッジ式活性炭吸着塔 30m <sup>3</sup> /分	1 基
立型カートリッジ式活性炭吸着塔 40m <sup>3</sup> /分		1 基	

## (3) 電力設備

(令和5年度末現在)

施設名		形状・能力	現況
受配電設備	受電方式	高圧6600V 1回線受電	
	配電方式	屋内単位閉鎖配電盤	
	変圧器	3相 750kVA 6600/420V	2台
		3相 300kVA 6600/210V	1台
		単相 150kVA 6600/210~105V	1台
		3相 200kVA 6600/420V	2台
		3相 100kVA 6600/210V	1台
単相 100kVA 6600/210~105V	1台		
直流電源設備	充電器 サイリスタ式 3相全波整流	2台	
	蓄電池 SNS-100-6 17セル	1式	
	蓄電池 MSEX-50 54セル	1式	
自家発電設備	発電機	3相交流同期発電機 6600V 出力500kW 60Hz	2台
	原動機	ディーゼルエンジン 545kW 900rpm 水冷4サイクル	1台
		ディーゼルエンジン 595kW 1800rpm 水冷4サイクル	1台
補機類	空気圧縮機 3.7kW	2台	
	空気貯留タンク 150L/基	3基	
	燃料タンク(A重油) 4000L	1基	

## (4) 土木建築施設・付帯設備

(令和5年度末現在)

施設名称：管理棟 (RC造 地上3階 地下1階)  
 施設面積：849.894 m<sup>2</sup>  
 延床面積：1,914.030 m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	給排水・衛生・ガス設備	P-1-1 揚水ポンプ	多段うず巻ポンプ 40×0.1m <sup>3</sup> /min×24m×1.5kW	B1F配管室
2	給排水・衛生・ガス設備	P-1-2 揚水ポンプ	多段うず巻ポンプ 40×0.1m <sup>3</sup> /min×24m×1.5kW	B1F配管室
3	給排水・衛生・ガス設備	1F湯沸室湯沸器	壁掛け貯蔵式 LPガス用	1F湯沸室
4	給排水・衛生・ガス設備	1F浴室湯沸器	ガスバランス型外だき釜 LPガス用	1F浴室
5	給排水・衛生・ガス設備	2F中央試験室湯沸器	瞬間式ガス湯沸器 LPガス用	2F中央試験室
6	給排水・衛生・ガス設備	湯沸器 WHG-1	瞬間ガス湯沸器 LPガス用	2F湯沸室
7	給排水・衛生・ガス設備	T-1 受水槽	FRP製サンドイッチパネルタンク 7.5m <sup>3</sup>	B1F配管室
8	給排水・衛生・ガス設備	T-2 高架水槽	FRP製サンドイッチパネルタンク 1.5m <sup>3</sup>	RF
9	空調・換気設備	HEU-1 全熱交換型換気扇	全熱交換器ユニット 180m <sup>3</sup> /h	1F電気室
10	空調・換気設備	全熱交換型換気扇(HEU-1)(青)	天井カセット形 240m <sup>3</sup> /h	1F事務室
11	空調・換気設備	全熱交換型換気扇(HEU-1)(赤)	天井カセット形 240m <sup>3</sup> /h	1F事務室
12	空調・換気設備	全熱交換型換気扇(HEU-2)(西)	天井カセット形 240m <sup>3</sup> /h	1F作業員控室
13	空調・換気設備	全熱交換型換気扇(HEU-2)(東)	天井カセット形 240m <sup>3</sup> /h	1F作業員控室
14	空調・換気設備	全熱交換型換気扇(HEU-3)(赤)	天井隠蔽形 660m <sup>3</sup> /h	2F会議室
15	空調・換気設備	全熱交換型換気扇(HEU-3)(黄)	天井隠蔽形 660m <sup>3</sup> /h	2F会議室
16	空調・換気設備	全熱交換型換気扇(HEU-3)(緑)	天井隠蔽形 660m <sup>3</sup> /h	2F会議室
17	空調・換気設備	全熱交換型換気扇(HEU-4)(緑)	天井カセット形 150m <sup>3</sup> /h	2F管理制御室
18	空調・換気設備	全熱交換型換気扇(HEU-4)(赤)	天井カセット形 150m <sup>3</sup> /h	2F管理制御室
19	空調・換気設備	ACP-1 1階事務室・作業員控室系統空調和機	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 45kW(能力)	RF
20	空調・換気設備	ACP-2 中央試験室系統空調和機	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 56kW(能力)	RF
21	空調・換気設備	ACP-3 2階中央監視室空調和機	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 56kW(能力)	RF
22	空調・換気設備	ACP-4 2階会議室空調和機	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 45kW(能力)	RF
23	空調・換気設備	ACP-5 1F宿直室空調機	空冷ヒートポンプ型 ルームエアコン 3.6kW(能力)	1F宿直室
24	空調・換気設備	ACP-6 1F仮眠室空調機	空冷ヒートポンプ型 ルームエアコン 4kW(能力)	1F仮眠室
25	空調・換気設備	ACP-1-1 空冷式パッケージエアコン	空冷ヒートポンプ式室外機 28kW(能力)	屋外
26	空調・換気設備	ACP-1-2 空冷式パッケージエアコン	空冷ヒートポンプ式室外機 28kW(能力)	屋外
27	空調・換気設備	ACP-1-3 空冷式パッケージエアコン	空冷ヒートポンプ式室外機 28kW(能力)	屋外
28	空調・換気設備	ACP-1-4 空冷式パッケージエアコン	空冷ヒートポンプ式室外機 28kW(能力)	屋外
29	空調・換気設備	ACP-1-5 空冷式パッケージエアコン	空冷ヒートポンプ式室外機 28kW(能力)	屋外
30	空調・換気設備	PAC2-5 水質試験室系統空調和機(外気処理機)	パッケージエアコン	2F空調機械室
31	空調・換気設備	VF-3 3F空調機械室換気扇	壁付換気扇	3F空調機械室
32	空調・換気設備	FS-12 管廊給気ファン	シロココ片吸込床置型 84m <sup>3</sup> /min	3F空調機械室
33	空調・換気設備	FS-13 給気ファン 発電機室(非常用)	鋼板製片吸込シロココファン 31100m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
34	空調・換気設備	FS-14 発電機室系統給気ファン(非常用)	シロココ片吸込床置型 31100m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
35	空調・換気設備	FS-15 発電機室給気ファン(常時)	シロココ片吸込床置型 60m <sup>3</sup> /min	2F換気機械室
36	空調・換気設備	FE-12 排気ファン 発電機室(非常用)	鋼板製片吸込シロココファン 28300m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
37	空調・換気設備	FE-13 発電機室排気ファン(非常用)	シロココ片吸込床置型 28300m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
38	空調・換気設備	FE-14 発電機室排気ファン(常用)	シロココ片吸込床置型 60m <sup>3</sup> /min	2F換気機械室
39	空調・換気設備	FE-15 便所系統排気ファン	シロココ片吸込床置型 1050m <sup>3</sup> /h	3F空調機械室
40	空調・換気設備	FE-16 湯沸室系統排気ファン	シロココ片吸込床置型 800m <sup>3</sup> /h	3F空調機械室
41	空調・換気設備	FE-17 中央試験室系統排気ファン	シロココ片吸込床置型 1750m <sup>3</sup> /h	3F空調機械室
42	空調・換気設備	DC-1-1 ドラフトチャンパー	エアカーテン式	2F中央試験室
43	空調・換気設備	DC-1-2 ドラフトチャンパー	エアカーテン式	2F中央試験室
44	空調・換気設備	排気ガス洗浄装置	PVC 2700m <sup>3</sup> /h	3F空調機械室
45	電気設備	主幹盤(1)	屋内壁掛形 W1200×D200×H1200	1F電気室
46	電気設備	電灯分電盤(ML-1)	屋内壁掛形 W1100×D200×H1500	1F電気室
47	電気設備	電灯分電盤(La-1)	屋内自立形 W650×D300×H1900	1F電気室
48	電気設備	電灯分電盤(ML-2-1)	屋内壁掛形 W1100×D200×H1600	2F空調機械室

49	電気設備	電灯分電盤(ML-2-2)	屋内壁掛形 W560 × D150 × H1700	2F中央試験室
50	電気設備	場内放送設備盤	ラック形 W590 × D600 × H1360	2F管理制御室
51	電気設備	電話交換機	ラック形 W565 × D430 × H1900	2F管理制御室
52	電気設備	動力制御盤(MP-B1)	屋内壁掛形 W1000 × D350 × H1600	B1F配管室
53	電気設備	動力盤(MP-1)	屋内壁掛形 W700 × D250 × H1100	1F電気室
54	電気設備	試験室系統空調機開閉器箱	屋内壁掛形 W600 × D250 × H800	2F空調機械室
55	電気設備	発電機室給排気ファン制御盤(MP-2-2)	屋内自立形 W1200 × D550 × H1700	2F換気機械室
56	電気設備	動力制御盤(MP-3)	屋内自立形 W1400 × D400 × H1700	3F空調機械室
57	電気設備	動力分電盤(MP-4)	屋内壁掛形 W600 × D200 × H1000	3F空調機械室
58	電気設備	中央監視盤(警報盤)	屋内自立形 W600 × D400 × H2000	2F管理制御室
59	電気設備	電気時計拡声設備	屋内壁掛形 W600 × D150 × H550	2F管理制御室
60	消火災害防止設備	火災受信盤	屋内自立形 W600 × D350 × H1950	2F管理制御室

施設名称：第1ポンプ棟 (RC造 地上1階 地下1階)

施設面積：78.153 m<sup>2</sup>

延床面積：111.633 m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	電気設備	電灯分電盤(P・L-1)(第1ポンプ棟)	屋内壁掛形 W520 × D300 × H1000	1F搬出室
2	電気設備	動力制御盤(P・M-1)	屋内壁掛形 W600 × D300 × H1000	1F搬出室

施設名称：第2ポンプ棟 (RC造 地上2階 地下2階)

施設面積：570.030 m<sup>2</sup>

延床面積：1,808.219 m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	空調・換気設備	ACP-1電気室(3)	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 10kW(能力)	屋外流入ゲート
2	空調・換気設備	ACP-1電気室(3)_2	空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 10kW(能力)	屋外流入ゲート
3	空調・換気設備	AFU-1空気清浄装置	パネル型エアフィルターユニット 35600m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
4	空調・換気設備	VF-2 1F脱臭機室換気扇	低騒音形有圧換気扇 1300m <sup>3</sup> /h	1F脱臭機室
5	空調・換気設備	VF-6 1Fスキップホイス室換気扇	電気式換気扇 430m <sup>3</sup> /h	1Fスキップホイス室
6	空調・換気設備	VS-9 搬入室給気ファン	鋼板製有圧換気扇(給気型) 1660m <sup>3</sup> /h	1F搬入室(1)
7	空調・換気設備	FS-1 換気機械室給気ファン	斜流ファン(天井吊型) 2000m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
8	空調・換気設備	FS-2 ポンプ室給気ファン	鋼板製床置き型片吸込シロッコファン 12000m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
9	空調・換気設備	FS-3 管廊給気ファン	床置き型片吸込シロッコファン 8800m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
10	空調・換気設備	FS-4 し渣処理室給気ファン	斜流ファン(天井吊型) 75~150m <sup>3</sup> /min	1Fスキップホイス室
11	空調・換気設備	FS-5 給気ファン電気室(1)	鋼板製床置き型片吸込シロッコファン 35600m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
12	空調・換気設備	FS-11 配管・ブロアー系統送風機	鋼板製床置き型片吸込シロッコファン 9010m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
13	空調・換気設備	FS-12 ホッパー室系統送風機	塩ビ製軸流ファン 3270m <sup>3</sup> /h	1Fホッパー室
14	空調・換気設備	VE-8 電気室排気ファン	鋼板製有圧換気扇(排気型) 280m <sup>3</sup> /h	1F電気室(2)
15	空調・換気設備	VE-9 換気機械室排気扇	鋼板製有圧換気扇(排気型) 1660m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
16	空調・換気設備	VE-10 階段室排気ファン	SUS製有圧換気扇(排気型) 340m <sup>3</sup> /h	B1F階段室(2)
17	空調・換気設備	VE-11 電気室排気ファン	鋼板製有圧換気扇(排気型) 80m <sup>3</sup> /h	1F電気室
18	空調・換気設備	FE-1 換気機械室排気ファン	斜流ファン(天井吊型) 2000m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
19	空調・換気設備	FE-2 ポンプ室排気ファン	鋼板製床置き型片吸込シロッコファン 12000m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
20	空調・換気設備	FE-4排気ファン除塵機室	耐食性ルーフファン 7700m <sup>3</sup> /h	RF
21	空調・換気設備	FE-5排気ファン電気室(1)	鋼板製床置き型片吸込シロッコファン 35600m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
22	空調・換気設備	FE-11 配管・ブロワ系統排風機	鋼板製床置き型片吸込シロッコファン 8660m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
23	空調・換気設備	FE-12 ホッパー室系統排風機	塩ビ製軸流ファン 3270m <sup>3</sup> /h	1Fホッパー室
24	電気設備	電灯分電盤(2PL-1)	屋内壁掛形 W600W × D160 × H1400	1F電気室
25	電気設備	電灯分電盤(2PL-1-2)	屋内壁掛形 W600 × D200 × H1400	1F電気室(3)
26	電気設備	動力制御盤(2.P.P~1)	屋内壁掛形 W700 × D250 × H1900	1F電気室
27	電気設備	動力制御盤(2.P.P~2)	屋内自立形 W700 × D250 × H1900	2F換気機械室
28	電気設備	動力制御盤(2PP-2-2)	屋内自立形 W1050 × D250 × H1600	2F換気機械室
29	電気設備	動力制御盤(2PP-3)	屋内壁掛形 W700 × D250 × H1200	2F換気機械室

施設名称：送風機棟 (RC造 地上2階)

施設面積：329.650 m<sup>2</sup>

延床面積：626.430 m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	空調・換気設備	送風機等電気室換気扇 1-4	壁付換気扇 4320m <sup>3</sup> /h	1F電気室
2	空調・換気設備	送風機等電気室換気扇 2-4	壁付換気扇 4320m <sup>3</sup> /h	1F電気室
3	空調・換気設備	送風機等電気室換気扇 3-4	壁付換気扇 2880m <sup>3</sup> /h	1F電気室
4	空調・換気設備	送風機等電気室換気扇 4-4	壁付換気扇 2880m <sup>3</sup> /h	1F電気室

施設名称：C系電気室 (RC造 地上1階)

施設面積：649.090 m<sup>2</sup>

延床面積：620.490 m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	空調・換気設備	ACP-1 パッケージエアコン 1-2	空冷式パッケージ形空調和機 5kW(能力)	1F電気室(2)
2	空調・換気設備	ACP-1 パッケージエアコン 2-2	空冷式パッケージ形空調和機 5kW(能力)	1F電気室(2)
3	空調・換気設備	VS-1 換気扇(給気)	鋼板製有圧換気扇(給気形) 160m <sup>3</sup> /h	1F電気室(2)
4	空調・換気設備	VS-2 換気扇(給気)	鋼板製有圧換気扇(給気形) 2120m <sup>3</sup> /h	1F換気機械室(給気)
5	空調・換気設備	VS-5 換気扇(給気)	鋼板製有圧換気扇(給気形) 1250m <sup>3</sup> /h	1F換気機械室(排気)
6	空調・換気設備	FS-1 給気ファン	鋼板製床置型片吸込シロッコファン 33000m <sup>3</sup> /h	1F換気機械室(給気)
7	空調・換気設備	VE-1 換気扇(排気)	鋼板製有圧換気扇(排気形) 160m <sup>3</sup> /h	1F電気室(2)
8	空調・換気設備	VE-2 換気扇(排気)	鋼板製有圧換気扇(給気形) 2120m <sup>3</sup> /h	1F換気機械室(給気)
9	空調・換気設備	VE-3 換気扇(排気)	鋼板製有圧換気扇(排気形) 120m <sup>3</sup> /h	1F倉庫
10	空調・換気設備	VE-5 換気扇(排気)	鋼板製有圧換気扇(排気形) 1250m <sup>3</sup> /h	1F換気機械室(排気)
11	空調・換気設備	FE-1 排気ファン	鋼板製床置型片吸込シロッコファン 33000m <sup>3</sup> /h	1F電気室(3)
12	空調・換気設備	FE-2 排気ファン	鋼板製床置型片吸込シロッコファン 12500m <sup>3</sup> /h	1F換気機械室(排気)
13	電気設備	電灯分電盤(WL-1)	屋内壁掛形 W500×D175×H1400	1F電気室(1)
14	電気設備	動力制御盤(WP-1-1)	屋内壁掛形 W600×D250×H1800	1F換気機械室(給気)
15	電気設備	動力制御盤(WP-1-2)	屋内壁掛形 W700×D250×H1800	1F換気機械室(排気)

施設名称：用水滅菌室 (RC造 地上1階 地下1階)

施設面積：236.206 m<sup>2</sup>

延床面積：165.390 m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	空調・換気設備	VF-11 有圧換気扇	ステンレス製有圧換気扇 1500m <sup>3</sup> /h	1F用水設備室
2	空調・換気設備	VF-12 有圧換気扇	ステンレス製有圧換気扇 1100m <sup>3</sup> /h	1F滅菌室
3	電気設備	電灯分電盤(W・L-1)	屋内壁掛形 W530×D190×H1000	1F用水設備室

施設名称：消毒・凝集棟 (RC造 地上1階)

施設面積：199.360 m<sup>2</sup>

延床面積：196.040 m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	空調・換気設備	ACP-1 水質計室エアコン	空冷式ルームエアコン 2.2kW(能力)	1F水質計室
2	空調・換気設備	VS-1 凝集剤注入設備室換気扇	SUS製有圧換気扇(給気形) 1200m <sup>3</sup> /h	1F凝集剤注入設備室
3	空調・換気設備	VS-2 凝集剤注入設備室換気扇	SUS製有圧換気扇 1100m <sup>3</sup> /h	1F次亜塩注入設備室
4	電気設備	電灯分電盤(HL-1)	屋内壁掛形 W450×D125×H900	1F凝集剤注入設備室

施設名称：放流ポンプ棟 (RC造 地上2階)

施設面積：210.453 m<sup>2</sup>

延床面積：298.475 m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	空調・換気設備	FS-31 ポンプ室換気機械室給気ファン	天吊型斜流ファン 3570m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
2	空調・換気設備	FS-32 ポンプ室非常時給気ファン	鋼板製床置型片吸込シロッコファン 3180m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
3	空調・換気設備	FE-31 ポンプ室換気機械室排気ファン	天吊型斜流ファン 3570m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
4	空調・換気設備	FE-32 ポンプ室非常時排気ファン	鋼板製床置型片吸込シロッコファン 30900m <sup>3</sup> /h	2F換気機械室
5	空調・換気設備	VF-31 電気室排気ファン	有圧換気扇(低騒音形) 19.5m <sup>3</sup> /min	1F電気室
6	電気設備	電灯分電盤(PL-1)	屋内壁掛形 W560×D150×H1090	1F電気室
7	電気設備	動力制御盤(P・P-1)	屋内壁掛形 W800×D400×H1900	2F換気機械室

施設名称：汚泥濃縮棟 (RC造 地上2階 地下1階)

施設面積：376.990 m<sup>2</sup>

延床面積：993.145 m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	空調・換気設備	AFR-1 空気清浄機		1F電気室
2	空調・換気設備	1F配管室換気扇(1)	壁付換気扇 1980m <sup>3</sup> /h	1F配管室
3	空調・換気設備	1F配管室換気扇(2)	壁付換気扇 1980m <sup>3</sup> /h	1F配管室
4	空調・換気設備	FS-3 電気室送風機	ラインファン 7850m <sup>3</sup> /h	1F電気室
5	空調・換気設備	VE-15 有圧換気扇	有圧換気扇	B1F補機室
6	空調・換気設備	FE-1 補機室排風機	ラインファン 6280m <sup>3</sup> /h	B1F補機室
7	空調・換気設備	FE-2 機械濃縮機室排風機 1-2	ラインファン	2F操作室
8	空調・換気設備	FE-2 機械濃縮機室排風機 2-2	ラインファン	2F操作室
9	空調・換気設備	FE-3 電気室排風機	有圧換気扇 11160m <sup>3</sup> /h	1F電気室
10	電気設備	電灯分電盤(C・L-1)	屋内壁掛形 W550×D190×H900	濃縮タンク階段室
11	電気設備	動力制御盤(C・P-1)	屋内壁掛形 W550×D300×H700	濃縮タンク階段室
12	電気設備	動力制御盤(CP-1-2)	屋内自立形 W700×D350×H2000	1F電気室

施設名称：生物脱臭棟 (RC造 地上1階)

施設面積：273.900 m<sup>2</sup>

延床面積：273.900 m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	空調・換気設備	生物脱臭機室送風機 1-6	壁付換気扇	1F
2	空調・換気設備	生物脱臭機室送風機 2-6	壁付換気扇	1F
3	空調・換気設備	生物脱臭機室送風機 3-6	壁付換気扇	1F
4	空調・換気設備	生物脱臭機室送風機 4-6	壁付換気扇	1F
5	空調・換気設備	生物脱臭機室送風機 5-6	壁付換気扇	1F
6	空調・換気設備	生物脱臭機室送風機 6-6	壁付換気扇	1F
7	電気設備	電灯分電盤(LDL-1)	屋内壁掛形 W600×D180×H700	1F
8	電気設備	動力制御盤(LDP-1)	屋内自立形 W600×D330×H1500	1F

施設名称：系消化タンク (RC造 地上1階 地下1階)

施設面積：114.460 m<sup>2</sup>

延床面積：244.620 m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	空調・換気設備	1系消化タンク補機室換気扇No.1	有圧換気扇	1F機器搬入室
2	空調・換気設備	1系消化タンク補機室換気扇No.2	有圧換気扇	1F配管室
3	電気設備	電灯分電盤(DL-1)	屋内壁掛形 W600×D170×H800	1F機器搬入室
4	電気設備	動力制御盤(DP-1)	屋内壁掛形 W700×D250×H700	1F機器搬入室
5	電気設備	手元開閉器盤	屋内壁掛形 W400×D200×H600	1F機器搬入室

施設名称： 系消化タンク (RC造 地上1階 地下1階)

施設面積： 121.910 m<sup>2</sup>

延床面積： 256.600 m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	空調・換気設備	搬入室換気扇	壁付換気扇 5280m <sup>3</sup> /h	1F機器搬入室
2	空調・換気設備	配管室換気扇	壁付換気扇 5280m <sup>3</sup> /h	1F配管室
3	電気設備	電灯分電盤(DL-1)	屋内壁掛形 W600×D200×H1000	1F機器搬入室
4	電気設備	動力制御盤(DP-1)	屋内壁掛形 W600×D250×H1100	1F機器搬入室

施設名称： 汚泥処理棟 (RC造 地上2階 地下1階)

施設面積： 627.368 m<sup>2</sup>

延床面積： 1,961.868 m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	給排水・衛生・ガス設備	1F作業員控室湯沸器	貯湯型 LPガス用	1F作業員控室
2	空調・換気設備	HEU-2 全熱交換型換気扇	全熱交換ユニット 180m <sup>3</sup> /h	2F電気室
3	空調・換気設備	ACP-2-1 空冷式パッケージエアコン	空冷ヒートポンプ式室外機 14kW(能力)	屋外
4	空調・換気設備	ACP-2-2 空冷式パッケージエアコン	空冷ヒートポンプ式室外機 14kW(能力)	屋外
5	空調・換気設備	ACP-2-3 空冷式パッケージエアコン	空冷ヒートポンプ式室外機 14kW(能力)	屋外
6	空調・換気設備	PAC-21 1F作業員控室空調機	壁掛型ルームエアコン 2.8kW(能力)	1F作業員控室
7	空調・換気設備	PAC-22 1F監視室空調機	壁掛型ルームエアコン 2.8kW(能力)	1F監視室
8	空調・換気設備	FS-2 薬品コンテナ室系統給気ファン	天吊型鋼板製斜流ファン 2400m <sup>3</sup> /h	1F換気機械室
9	空調・換気設備	FS-3 ボイラー室系統給気ファン	鋼板製床置き型片吸込シロッコファン 6500m <sup>3</sup> /h	1F換気機械室
10	空調・換気設備	FS-6 給気ファン	天吊型鋼板製斜流ファン 1920m <sup>3</sup> /h	1F換気機械室
11	空調・換気設備	FS-21 給気ファン 換気機械室	鋼板製床置き型片吸込シロッコファン 1610m <sup>3</sup> /h	3F換気機械室
12	空調・換気設備	FS-22 給気ファン ポンプ室・薬品注入機室・管廊	鋼板製床置き型片吸込シロッコファン 13540m <sup>3</sup> /h	3F換気機械室
13	空調・換気設備	FS-24 ボイラー室給気ファン	シロッコ片吸込床置き型 6300m <sup>3</sup> /min	3F換気機械室
14	空調・換気設備	FE-2 薬品コンテナ室系統排気ファン	天吊型鋼板製斜流ファン 2400m <sup>3</sup> /h	1F換気機械室
15	空調・換気設備	FE-3 ボイラー室系統排気ファン	鋼板製床置き型片吸込シロッコファン 5400m <sup>3</sup> /h	1F換気機械室
16	空調・換気設備	FE-5 ルーフファン 1-2	FRP製屋上換気扇 5000m <sup>3</sup> /h	RF
17	空調・換気設備	FE-5 ルーフファン 2-2	FRP製屋上換気扇 5000m <sup>3</sup> /h	RF
18	空調・換気設備	FE-6 排気ファン	天吊型鋼板製斜流ファン 1920m <sup>3</sup> /h	1F換気機械室
19	空調・換気設備	FE-21 排気ファン 換気機械室	鋼板製床置き型片吸込シロッコファン 1610m <sup>3</sup> /h	3F換気機械室
20	空調・換気設備	FE-22 排気ファン ポンプ室・薬品注入機室	鋼板製床置き型片吸込シロッコファン 5740m <sup>3</sup> /h	3F換気機械室
21	空調・換気設備	FE-23 排気ファン 脱臭機補機室	床置き耐食製片吸込シロッコファン 3100m <sup>3</sup> /h	3F換気機械室
22	空調・換気設備	FE-24 ボイラー室排気ファン	シロッコ片吸込床置き型 29.5m <sup>3</sup> /min	3F換気機械室
23	空調・換気設備	FE-25-1 脱水機室排気ファン	FRP型ルーフファン 8350m <sup>3</sup> /h	RF
24	空調・換気設備	FE-25-2 脱水機室排気ファン	FRP型ルーフファン 8350m <sup>3</sup> /h	RF
25	電気設備	電灯分電盤(SLP-1)	屋内壁掛形 W1400×D250×H2350	1F EPS
26	電気設備	電灯分電盤(La-2)	屋内壁掛形 W650×D300×H1300	1F EPS
27	電気設備	電灯分電盤(SL-2)	屋内壁掛形 W850×D200×H1050	2F電気室
28	電気設備	動力制御盤(SP-1)	屋内壁掛形 W800×D250×H1600	1F換気機械室
29	電気設備	動力盤(SP-1-2)	屋内壁掛形 W600×D250×H1000	1F換気機械室
30	電気設備	動力制御盤(SP-3)	屋内自立形 W1100×D400×H2050	3F換気機械室
31	電気設備	動力盤(SP-3-1)	屋内自立形 W800×D290×H1800	3F換気機械室
32	消火災害防止設備	警報盤(SAL-1)	屋内壁掛形 W590×D250×H885	1F監視室
33	消火災害防止設備	受信機(汚泥処理棟用)(P-1-10)	P型1級受信機(蓄積式・壁掛型)、火報10回線 400W×560H×70D	1F監視室
34	消火災害防止設備	受信機(汚泥濃縮棟用)(P-1-5)	P型1級受信機(蓄積式・壁掛型)、火報5回線 400W×560H×70D	1F監視室
35	消火災害防止設備	No.1ボイラー室ガス漏洩検知器(GE-r14-1~3)	ガス検知部(GE-r14-1~GE-r14-3)3箇所	1Fポンプ棟
36	消火災害防止設備	No.2ボイラー室ガス漏洩検知器(GE-r14-4~6)	ガス検知部(GE-r14-4~GE-r14-6)3箇所	1Fポンプ棟
37	消火災害防止設備	消火ポンプ(PFU-1)	3.7kW	B1F薬品注入機室
38	消火災害防止設備	消火用充水タンク	鋼製 1m <sup>3</sup>	RF

施設名称：管廊 (RC造 地下1階)

施設面積： 3,473.590 m<sup>2</sup>

延床面積： ---- m<sup>2</sup>

	設備	名称	形状・能力	設置場所
1	空調・換気設備	B系-C系間連絡管廊階段室換気扇(初沈側)	壁付換気扇 1980m <sup>3</sup> /h	1F階段室
2	空調・換気設備	B系-C系間連絡管廊階段室換気扇(終沈側)	壁付換気扇 1980m <sup>3</sup> /h	1F階段室
3	電気設備	電灯分電盤(KL-1)	屋内壁掛形 W600×D300×H1350	A系管廊
4	電気設備	2系管廊照明分電盤	屋内壁掛形 W450×D135×H600	A系管廊
5	電気設備	電灯分電盤(KL-2)	屋内壁掛形 W600×D300×H1350	汚泥管廊

別表2 - 1 契約基準

	項目	基準値(性能)	備考
放流水に係る排水基準	水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下	委託契約の期間中に法令等が改定されたときは、改定後の値とする。
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	25以下	
	浮遊物質 (mg/L)	40以下	
	全窒素 (mg/L)	日間平均29.3以下	
	全りん (mg/L)	日間平均3以下	
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	日間平均3,000以下	
	COD汚濁負荷量(kg/日)	688.5以下	
	窒素汚濁負荷量(kg/日)	669.5以下	
汚泥に係る基準	りん汚濁負荷量(kg/日)	59.80以下	
	脱水汚泥含水率 (%)	日間平均85以下	
契約電力	電力量(kW)	597	30分間平均電力

別表2 - 2 管理基準

	項目	管理基準値(性能)	備考
最終沈澱池流出水	水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下	
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	15以下	
	化学的酸素要求量 (mg/L)	10以下	
	浮遊物質 (mg/L)	日間平均40以下	
放流水	全窒素 (mg/L)	日間平均15以下	
	全りん (mg/L)	日間平均2.1以下	
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	検出されないこと	
水処理	反応槽MLSS濃度(2槽目/4槽目) (mg/L)	3,300/2,200	A系 日間平均
		3,000/2,000	B・C系 日間平均
消化槽	消化槽温度( )	35以上	
脱水汚泥	脱水汚泥含水率 (%)	83以下	

(参考)流入水質

	項目	令和4年度実績(平均)	備考
流入基準	水素イオン濃度 (pH)	7.6	
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	164	
	化学的酸素要求量 (mg/L)	89.6	
	浮遊物質 (mg/L)	146	
	全窒素 (mg/L)	32.3	
	全りん (mg/L)	2.45	

別表 3 - 1 点検・整備項目一覧

(令和 5 年度末現在)

## T N P 計・U V 計共通点検整備項目

1ヶ月点検	サンプルラインの点検・清掃 水漏れ等の点検 測定値の記録確認 警報記録の確認 受水槽の清掃
1年点検	電源電圧の確認 演算器の点検

## T N P 計点検整備項目

	整備項目	個数
1ヶ月点検	試薬交換 試薬Aセット	1式
	ゼロ・スパン校正の実施 廃液タンク交換(必要時)	
	試薬交換 試薬Aセット	1式
6ヶ月整備	純水カートリッジ	1個
	ゼロ・スパン校正の実施 廃液タンク交換(必要時)	

1年整備	部品名	交換年度及び個数			
		R 6	R 7	R 8	R 9
	光源UVランプ P用	1個	1個	1個	1個
	光源UVランプ N用	2個	2個	2個	2個
	反応セル	2個	1個	1個	1個
	サンプリング配管セット	1式	1式	1式	1式
	エアフィルタ	1個	1個	1個	1個
	ミストキャッチャ	1個	1個	1個	1個
	ゴムローラー	1個	1個	1個	1個
	パッキン類	2式	1式	1式	1式
	メッシュフィルター	1個	1個	1個	1個
	電磁弁PVDF	1個	1個	1個	4個
	カートリッジ	1個	1個	1個	1個
	試薬Hセット	1式	1式	1式	1式
	ポンプダイヤフラム		1個	1個	
	コーンエース	1個			1個
	リチウム電池	1個			1個
	セラミックヒーター(ジェルシー	1個			1個
	DO触媒	1個			1個
	DO用パッキン、Oリング	1式			1式
	フィルターエレメント	1式			1式
	セル計量部配管セット	2式			2式
	セル継手・継手ねじ・ナット	1式			1式
	F E Pチューブ	2個			2個
	電磁弁組品	9個			9個
	ランプ	1個			
	N用セル窓、パッキン、ヒーター	1式			
	試薬配管セット	1式			
	フォトセンサー部配管セット	1式			
	N用フィルタ組品	1式			
	エアポンプ	1個			
	UVインバーター	1個			
	UVランプ電源	1個			
	ゴムブッシュ	1個			
	電源	4個			

UV計点検整備項目

1ヶ月点検	光源ランプの点検		
	洗浄装置の点検		
	クリーナ・活性炭フィルターの目視点検		
	ゼロ・スパン調整		
	配管類の点検・洗浄		
	測定セルの点検・洗浄		
6ヶ月整備	部品交換	セルパッキン2	2個
		校正液H	1式

1年整備	部品名	交換年度及び個数			
		R 6	R 7	R 8	R 9
	ステッピングモータ	1個	1個	1個	1個
	光源	1個	1個	1個	1個
	V-リングA	2個	2個	2個	2個
	シールワッシャ	10個	10個	10個	10個
	ローラー	6個	6個	6個	6個
	セルパッキン2	4個	4個	4個	4個
	ケースパッキン	1個	1個	1個	1個
	セル乾燥剤	1個	1個	1個	1個
	乾燥剤	1個	1個	1個	1個
	ワイパーゴム	4個	4個	4個	4個
	ブラインドキャップ	4個	4個	4個	4個
	ケースシール	1個			1個
	Oリング	2個			2個
	セル	2個			2個
	セル板A軸	2個			2個
	検出器ユニット	1個			1個
	ファンケーブル加工	1式			1式
	リチウム電池	1個			1個
	校正液	1式	1式	1式	1式
	検量線作成及び調整・校正				

汚濁負荷量演算器点検

1ヶ月点検	演算器データのパソコンへの取り込み	月1回
-------	-------------------	-----

適時	部品交換	プリンタチャート紙	必要数	適時
----	------	-----------	-----	----

別表4 - 1 放流水の水質分析業務

項目	単位	回数	計 量 方 法
カドミウム及びその化合物	mg / L	月 1 回	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (昭和49年環告64号)に定められた方法
シアン化合物	mg / L	月 1 回	
有機りん化合物	mg / L	月 1 回	
鉛及びその化合物	mg / L	月 1 回	
六価クロム化合物	mg / L	月 1 回	
砒素及びその化合物	mg / L	月 1 回	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg / L	月 1 回	
アルキル水銀化合物	mg / L	月 1 回	
ポリ塩化ビフェニル	mg / L	月 1 回	
トリクロロエチレン	mg / L	月 1 回	
テトラクロロエチレン	mg / L	月 1 回	
ジクロロメタン	mg / L	月 1 回	
四塩化炭素	mg / L	月 1 回	
1, 2 - ジクロロエタン	mg / L	月 1 回	
1, 1 - ジクロロエチレン	mg / L	月 1 回	
cis-1,2-ジクロロエチレン	mg / L	月 1 回	
1,1,1-トリクロロエタン	mg / L	月 1 回	
1,1,2-トリクロロエタン	mg / L	月 1 回	
1, 3 - ジクロロプロペン	mg / L	月 1 回	
1, 4 - ジオキサン	mg / L	月 1 回	
チウラム	mg / L	月 1 回	
シマジン	mg / L	月 1 回	
チオベンカルブ	mg / L	月 1 回	
ベンゼン	mg / L	月 1 回	
セレン及びその化合物	mg / L	月 1 回	
ほう素及びその化合物	mg / L	月 1 回	
ふっ素及びその化合物	mg / L	月 1 回	
アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg / L	月 1 回	
n-ヘキサン抽出物質含有量 ( 鉱油類 )	mg / L	月 1 回	
n-ヘキサン抽出物質含有量 ( 動植物油脂類 )	mg / L	月 1 回	
フェノール類含有量	mg / L	月 1 回	
銅含有量	mg / L	月 1 回	
亜鉛含有量	mg / L	月 1 回	
溶解性鉄含有量	mg / L	月 1 回	
溶解性マンガン含有量	mg / L	月 1 回	
クロム含有量	mg / L	月 1 回	
ニッケル含有量	mg / L	月 1 回	JIS K 0102 59.3
陰イオン界面活性剤	mg / L	月 1 回	JIS K 0102 30.1.4
ダイオキシン類 (ダイオキシン類及びコプラ-PCB)	pg-TEQ/L	年 1 回	JIS K 0312
クリプトスポリジウム	個/L	年 1 回	水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法 ( 健水発第0330006号通知 )

採水は、降雨等の影響の少ない日を選んで、指定された場所で受注者が行うものとする。

別表4 - 2 流入下水の水質分析業務

項 目	単 位	回 数	計 量 方 法
カドミウム及びその化合物	mg / L	月 1 回	排水基準を定める省令の 規定に基づく環境大臣が 定める排水基準に係る 検定方法 (昭和49年環告64号) に定められた方法
シアン化合物	mg / L	月 1 回	
有機りん化合物	mg / L	月 1 回	
鉛及びその化合物	mg / L	月 1 回	
六価クロム化合物	mg / L	月 1 回	
砒素及びその化合物	mg / L	月 1 回	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg / L	月 1 回	
アルキル水銀化合物	mg / L	月 1 回	
ポリ塩化ビフェニル	mg / L	月 1 回	
トリクロロエチレン	mg / L	月 1 回	
テトラクロロエチレン	mg / L	月 1 回	
ジクロロメタン	mg / L	年 4 回	
四塩化炭素	mg / L	年 4 回	
1, 2 - ジクロロエタン	mg / L	年 4 回	
1, 1 - ジクロロエチレン	mg / L	年 4 回	
cis-1,2-ジクロロエチレン	mg / L	年 4 回	
1,1,1-トリクロロエタン	mg / L	年 4 回	
1,1,2-トリクロロエタン	mg / L	年 4 回	
1, 3 - ジクロロプロペン	mg / L	年 4 回	
1, 4 - ジオキサン	mg / L	年 4 回	
チウラム	mg / L	年 4 回	
シマジン	mg / L	年 4 回	
チオベンカルブ	mg / L	年 4 回	
ベンゼン	mg / L	年 4 回	
セレン及びその化合物	mg / L	年 4 回	
ほう素及びその化合物	mg / L	月 1 回	
ふっ素及びその化合物	mg / L	月 1 回	
アモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg / L	月 1 回	
n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg / L	月 1 回	
n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg / L	月 1 回	
フェノール類含有量	mg / L	月 1 回	
銅含有量	mg / L	月 1 回	
亜鉛含有量	mg / L	月 1 回	
溶解性鉄含有量	mg / L	月 1 回	
溶解性マンガン含有量	mg / L	月 1 回	
クロム含有量	mg / L	月 1 回	
ニッケル含有量	mg / L	月 1 回	JIS K 0102 59.3
陰イオン界面活性剤	mg / L	月 1 回	JIS K 0102 30.1.4

採水は、降雨等の影響の少ない日を選んで、指定された場所で受注者が行うものとする。

別表 4 - 3 汚泥分析業務（溶出試験）

項 目	単 位	回 数	計 量 方 法
アルキル水銀化合物	mg / L	年 2 回	公害対策基本法第 9 条の規定に基づく 土壌の汚染に係る環境基準 (平成 3 年環告 4 6 号) に定められた方法
水銀又はその化合物	mg / L	年 2 回	
カドミウム又はその化合物	mg / L	年 2 回	
鉛又はその化合物	mg / L	年 2 回	
有機りん化合物	mg / L	年 2 回	
六価クロム化合物	mg / L	年 2 回	
砒素又はその化合物	mg / L	年 2 回	
シアン化合物	mg / L	年 2 回	
ポリ塩化ビフェニル	mg / L	年 2 回	
トリクロロエチレン	mg / L	年 2 回	
テトラクロロエチレン	mg / L	年 2 回	
ジクロロメタン	mg / L	年 1 回	
四塩化炭素	mg / L	年 1 回	
クロロエチレン	mg / L	年 1 回	
1, 2 - ジクロロエタン	mg / L	年 1 回	
1, 1 - ジクロロエチレン	mg / L	年 1 回	
cis-1,2-ジクロロエチレン	mg / L	年 1 回	
1,1,1-トリクロロエタン	mg / L	年 1 回	
1,1,2-トリクロロエタン	mg / L	年 1 回	
1, 3 - ジクロロプロペン	mg / L	年 1 回	
1, 4 - ジオキサン	mg / L	年 1 回	
チウラム	mg / L	年 1 回	
シマジン	mg / L	年 1 回	
チオベンカルブ	mg / L	年 1 回	
ベンゼン	mg / L	年 1 回	
セレン又はその化合物	mg / L	年 1 回	
ふっ素及びその化合物	mg / L	年 1 回	
ほう素及びその化合物	mg / L	年 1 回	
ダイオキシン類	ng / L	年 1 回	

- 1 分析間隔が均等になるようにすること。
- 2 検体は脱水ケーキとする。
- 3 採取は、指定された場所で脱水機運転時に受注者が行うものとする。

別表4 - 4 汚泥分析業務（含有試験）

項 目	単 位	回 数	計 量 方 法
カドミウム	mg / kg(dry)	年 2 回	肥料等試験法2022又は肥料分析法1992
六価クロム	mg / kg(dry)	年 2 回	底質調査方法 5.12.3
シアン化合物	mg / kg(dry)	年 2 回	底質調査方法 4.11.1
総水銀	mg / kg(dry)	年 2 回	肥料等試験法2022又は肥料分析法1992
セレン	mg / kg(dry)	年 2 回	底質調査方法 5.10.1
鉛	mg / kg(dry)	年 2 回	肥料等試験法2022又は肥料分析法1992
砒素	mg / kg(dry)	年 2 回	肥料等試験法2022又は肥料分析法1992
ふっ素	mg / kg(dry)	年 2 回	底質調査方法 4.12.1.1
ほう素	mg / kg(dry)	年 2 回	底質調査方法 5.13.3
硫黄	mg / kg(dry)	年 2 回	下水試験方法5.1.22.2
よう素	mg / kg(dry)	年 2 回	JIS K 0.102 36.2
硝酸	mg / kg(dry)	年 2 回	肥料等試験法2022又は肥料分析法1992
銅	mg / kg(dry)	年 2 回	JIS K 0.102 52.4
塩素	mg / kg(dry)	年 2 回	JIS K 0.102 35.3
亜鉛	mg / kg(dry)	年 2 回	JIS K 0.102 53.3
アルミ	mg / kg(dry)	年 2 回	JIS K 0.102 58.4
臭素	mg / kg(dry)	年 2 回	JIS K 0.102 37.2
炭酸	mg / kg(dry)	年 2 回	重量法
ニッケル	mg / kg(dry)	年 2 回	肥料等試験法2022又は肥料分析法1992
アンモニア	mg / kg(dry)	年 2 回	JIS K 0.102 42.6

- 1 分析間隔が均等になるようにすること。
- 2 検体は脱水ケーキとする。
- 3 採取は、指定された場所で脱水機運転時に受注者が行うものとする。

別表4 - 5 消化ガス組成分析業務

項 目	単 位	回 数	計 量 方 法
メタンガス	vol %	年 2 回	JIS K 0114
二酸化炭素	vol %	年 2 回	JIS K 0114
酸素	vol %	年 2 回	JIS K 0114
窒素	vol %	年 2 回	JIS K 0114
硫化水素	volppm	年 2 回	JIS K 0108 7

- 1 分析間隔が均等になるようにすること。
- 2 検体は、ガスタンクに貯留している脱硫後のガスとする。
- 3 採取は、指定されたガスタンクから受注者が行うものとする。

別表 4 - 6 ばい煙測定業務

項目	単位	回数	計 量 方 法
ばいじん	g / Nm <sup>3</sup>	年 2 回 / 台	大気汚染防止法施行規則 に定められた方法
" (酸素5%換算値)	g / Nm <sup>3</sup>	年 2 回 / 台	
窒素酸化物	vol ppm	年 2 回 / 台	
" (酸素5%換算値)	vol ppm	年 2 回 / 台	
硫黄酸化物 濃度	vol ppm	年 2 回 / 台	
" 排出量	Nm <sup>3</sup> / h	年 2 回 / 台	

- 1 測定間隔が均等になるようにすること。
- 2 測定は、指定されたボイラーの運転時に行うものとする。

別表 4 - 7 脱硫剤分析業務 (溶出試験)

項目	単位	回数	分 析 方 法
アルキル水銀化合物	mg / L	年 1 回	産業廃棄物に含まれる 金属等の検定方法 (昭和 4 8 年環告 1 3 号) に定められた方法
水銀又はその化合物	mg / L	年 1 回	
カドミウム又はその化合物	mg / L	年 1 回	
鉛又はその化合物	mg / L	年 1 回	
有機りん化合物	mg / L	年 1 回	
六価クロム化合物	mg / L	年 1 回	
砒素又はその化合物	mg / L	年 1 回	
シアン化合物	mg / L	年 1 回	
ポリ塩化ビフェニル	mg / L	年 1 回	
トリクロロエチレン	mg / L	年 1 回	
テトラクロロエチレン	mg / L	年 1 回	
ジクロロメタン	mg / L	年 1 回	
四塩化炭素	mg / L	年 1 回	
1, 2 - ジクロロエタン	mg / L	年 1 回	
1, 1 - ジクロロエチレン	mg / L	年 1 回	
cis-1,2-ジクロロエチレン	mg / L	年 1 回	
1,1,1-トリクロロエタン	mg / L	年 1 回	
1,1,2-トリクロロエタン	mg / L	年 1 回	
1, 3 - ジクロロプロペン	mg / L	年 1 回	
1, 4 - ジオキサン	mg / L	年 1 回	
チウラム	mg / L	年 1 回	
シマジン	mg / L	年 1 回	
チオベンカルブ	mg / L	年 1 回	
ベンゼン	mg / L	年 1 回	
セレン又はその化合物	mg / L	年 1 回	

採取は、指定された日に受注者が行うものとする。

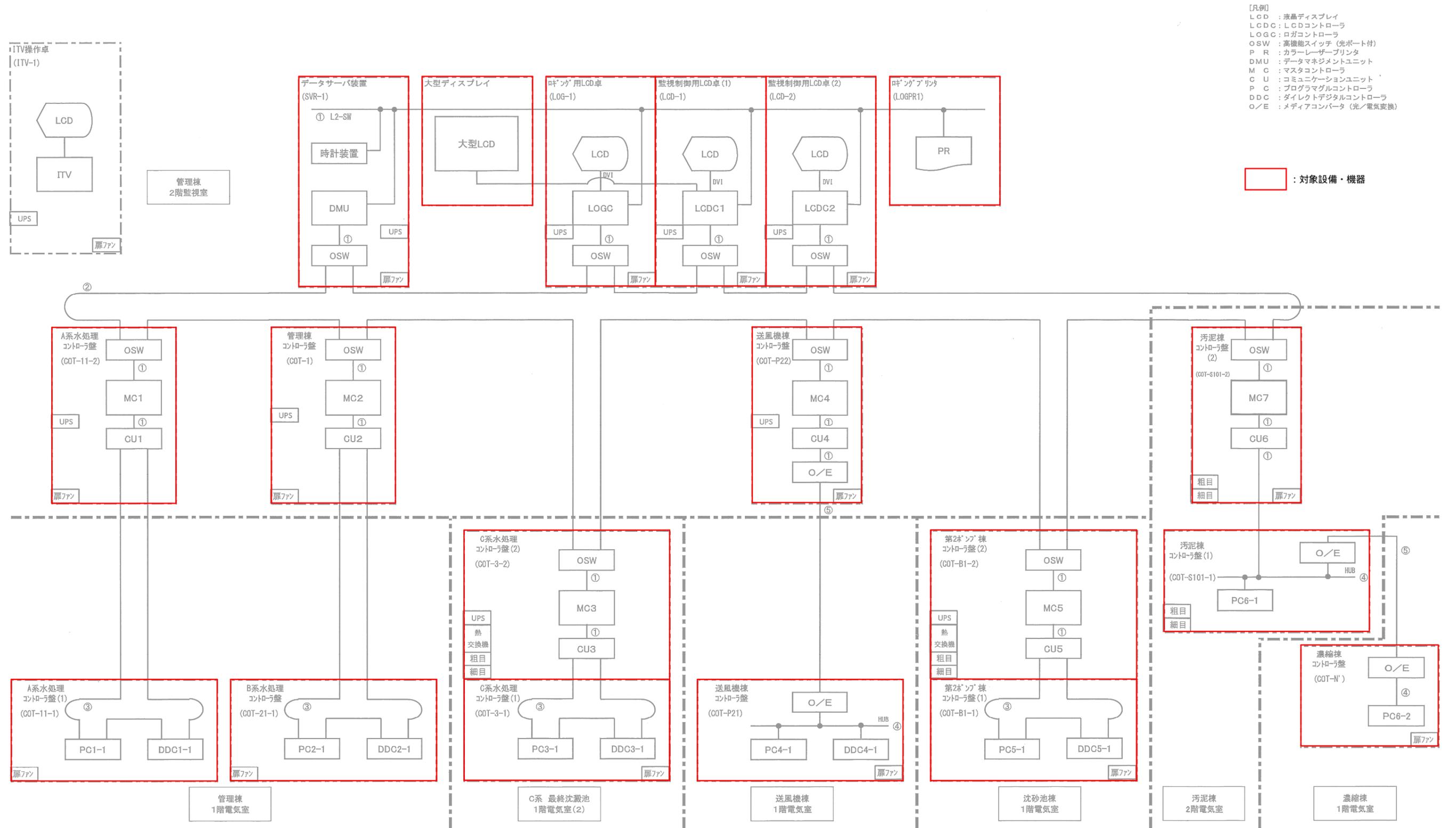
別表 4 - 8 敷地境界線上の悪臭物質測定業務

項 目	単 位	回 数	計 量 方 法
アンモニア	volppm	年 4 回	特定悪臭物質の測定の方法 (昭和 4 7 年環告第 9 号) に定められた方法
メチルメルカプタン	volppm	年 4 回	
硫化水素	volppm	年 4 回	
硫化メチル	volppm	年 4 回	
二硫化メチル	volppm	年 4 回	
ノルマル酪酸	volppm	年 4 回	
ノルマル吉草酸	volppm	年 4 回	
イソ吉草酸	volppm	年 4 回	
トリメチルアミン	volppm	年 2 回	
アセトアルデヒド	volppm	年 2 回	
スチレン	volppm	年 2 回	
プロピオン酸	volppm	年 2 回	
トルエン	volppm	年 2 回	
キシレン	volppm	年 2 回	
酢酸エチル	volppm	年 2 回	
メチルイソブチルケトン	volppm	年 2 回	
イソブタノール	volppm	年 2 回	
プロピオンアルデヒド	volppm	年 2 回	
ノルマルブチルアルデヒド	volppm	年 2 回	
イソブチルアルデヒド	volppm	年 2 回	
ノルマルバレルアルデヒド	volppm	年 2 回	
イソバレルアルデヒド	volppm	年 2 回	

- 1 測定場所は、敷地境界線上 2 箇所で行うものとする。
- 2 測定時期及び場所は、宇治市担当職員と協議の上、指示に従うこと。

# 東宇治浄化センター中央監視制御装置システム構成図

(令和5年度末現在)



- [凡例]  
 LCD : 液晶ディスプレイ  
 LCD C : LCDコントローラ  
 LOG C : ログコントローラ  
 OSW : 高性能スイッチ (光ポート付)  
 P R : カラーレーザープリンタ  
 DMU : データマネジメントユニット  
 M C : マスタコントローラ  
 C U : コミュニケーションユニット  
 P C : プログラムデジタルコントローラ  
 DDC : ダイレクトデジタルコントローラ  
 O/E : メディアコンバータ (光/電気変換)

□ : 対象設備・機器

① : 10/100BASE-TX (IEEE802.3準拠)、10/100Mbps  
 ② : 100BASE-FX (IEEE802.3準拠)、100Mbps、光ファイバ (G1、マルチモード、2芯)  
 ③ : トーカリング、2Mbps、光ファイバ (G1、マルチモード、2芯)  
 ④ : 10BASE-T (IEEE802.3準拠)、10Mbps  
 ⑤ : 10BASE-FL (IEEE802.3準拠)、10Mbps、光ファイバ (G1、マルチモード、2芯)

別表5 - 1 東宇治浄化センター中央監視制御装置点検設備・項目一覧

(令和5年度末現在)

点検対象設備・機器	点検内容
監視制御用LCD卓 [LCD-1] 監視制御用LCD卓 [LCD-2]  (2卓)	【A. 清掃・点検】
	操作卓内・外部清掃(モニター、キーボード、マウス、デスク)
	冷却ファン、フィルター清掃
	LCD内部清掃、DVDドライブクリーニング
	操作卓内外部に塗装のハゲ、破損部が無いことを目視にて確認
	実装基板・実装ユニットの取付状態確認
	端子台、コネクタの接続状態確認、配線状態の点検
	異音・異臭がないか確認
	HDドライブのディスクチェック及び動作点検
	LCDの表示動作の確認及び、調整(輝度、色ずれ等)
	ランプ(LED)点灯状態確認
	キーボード、マウスの操作確認
	冷却ファンの動作確認
	【B. 機能点検】
	状態及び故障表示機能(故障発生時飛び出し画面と警報鳴動の確認)
	手動制御機能(LCDからの選択制御機能)
	計測監視機能(現場側との読み合わせ)
	トレンドグラフ機能(任意選択された項目のトレンドグラフの確認)
	上下限監視機能(各項目に任意に設定し、表示・警報・メッセージ表示の確認)
	操作・故障ログ機能(状態変化時・画面上のメッセージ確認)
ATS制御機能(時間変更及び設定時刻に制御することの確認)	
【C. 電源電圧測定】	
入出力電源電圧の測定	
安定化電源の出力電圧の測定	
大型ディスプレイ  (1台)	【A. 清掃・点検】
	外部清掃(大型LCD、デスク)
	装置外部に破損部が無いことを目視にて確認
	コネクタの接続状態確認、配線状態の点検
	異音・異臭がないか確認
	大型LCDの表示動作の確認及び、調整(輝度、色ずれ等)
	【B. 電源電圧測定】
	入出力電源電圧の測定
	安定化電源の出力電圧の測定

点検対象設備・機器	点検内容
ロギング用LCD卓 [LOG-1]  (1卓)	【A. 清掃・点検】
	操作卓内・外部清掃(モニター、キーボード、マウス、デスク)
	冷却ファン、フィルター清掃
	LOGC内部清掃、DVDドライブクリーニング
	操作卓内外部に塗装のハゲ、破損部が無いことを目視にて確認
	実装基板・実装ユニットの取付状態確認
	端子台、コネクタの接続状態確認、配線状態の点検
	異音・異臭がないか確認
	HDDドライブのディスクチェック及び動作点検
	LCDの表示動作の確認及び、調整(輝度、色ずれ等)
	ランプ(LED)点灯状態確認
	キーボード、マウスの操作確認
	冷却ファンの動作確認
	【B. 機能点検】
	日月報表示機能(選択した帳票が画面表示することの確認)
	日報データの修正機能(任意項目のデータ修正が行えることの確認)
	日月年報任意記録機能(帳票を任意記録させ、印字状態と計測値の確認)
	メッセージ履歴機能(検索を行い該当期間のメッセージを表示することの確認)
	過去トレンドグラフ表示機能(任意選択された項目のトレンドグラフ表示の確認)
	【C. 電源電圧測定】
入出力電源電圧の測定	
安定化電源の出力電圧の測定	
データサーバ装置 [SVR-1]  (1面)	【A. 清掃・点検】
	自立盤内・外部清掃(モニター、キーボード、マウス)
	冷却ファン、フィルター清掃
	DMU内部清掃、DVDドライブクリーニング
	自立盤内外部に塗装のハゲ、破損部が無いことを目視にて確認
	実装基板・実装ユニットの取付状態確認
	端子台、コネクタの接続状態確認、配線状態の点検
	異音・異臭がないか確認
	HDDドライブのディスクチェック及び動作点検
	DVDドライブの動作点検
	LCDの表示動作の確認及び、調整(輝度、色ずれ等)
	ランプ(LED)点灯状態確認
	キーボード、マウスの操作確認
	冷却ファンの動作確認

点検対象設備・機器	点検内容
	[B. 機能点検]
	定刻時、HDのデータ処理が正常に行われるか確認
	[C. 電源電圧測定]
	入出力電源電圧の測定
	安定化電源の出力電圧の測定
管理棟コントローラ盤 [COT-1]	[A. 清掃・点検]
送風機棟コントローラ盤 [COT-P22]	自立盤内・外部清掃(モニター、キーボード、マウス)
汚泥棟コントローラ盤 [COT-S101-2]	冷却ファン、フィルター清掃
A系水処理コントローラ盤 [COT-11-2]	MC内部清掃、DVDドライブクリーニング
C系水処理コントローラ盤 [COT-3-2]	CUユニット(シーケンサ)の清掃
第2ポンプ棟コントローラ盤 [COT-B1-2]	自立盤内・外部に塗装のハゲ、破損部が無いことを目視にて確認
(6面)	実装基板・実装ユニットの取付状態確認
	端子台、コネクタの接続状態確認、配線状態の点検
	異音・異臭がないか確認
	CUユニット(シーケンサ)の挿入状態の点検
	光ファイバーケーブルの接続状態を目視にて確認
	HDドライブのディスクチェック及び動作点検
	LCDの表示動作の確認及び、調整(輝度、色ずれ等)
	キーボード、マウスの操作確認
	冷却ファンの動作確認
	CUユニット(シーケンサ)LEDの点灯状態確認
	[B. 機能点検]
	コントローラ内部のエラーログ確認。また、モニターにて異常が無いか確認
	CUユニットの異常履歴を確認
	[C. 電源電圧測定]
	入出力電源電圧の測定
	安定化電源の出力電圧の測定
A系水処理コントローラ盤 [COT-11-1]	[A. 清掃・点検]
C系水処理コントローラ盤 [COT-3-1]	自立盤内・外部の清掃
第2ポンプ棟コントローラ盤 [COT-B1-1]	冷却ファン、フィルタの清掃
B系水処理コントローラ盤 [COT-21-1]	シーケンサユニットの清掃
送風機棟コントローラ盤 [COT-P21]	自立盤内・外部に塗装のハゲ、破損部が無いことを目視にて確認
	コネクタの接続状態確認、配線状態の点検
	シーケンサユニットの挿入状態の点検
	異音・異臭がないか確認
	リレー接点状況の確認
	光ファイバーケーブルの接続状態を目視にて確認

点検対象設備・機器	点検内容
汚泥棟コントローラ盤 [COT-S101-1] 濃縮棟コントローラ盤 [COT-N']  (7面)	冷却ファンの動作確認
	モニタランプの点灯状態確認
	【B. 機能点検】
	現場 - 中央の総合試験により伝送機能が正常であることを確認
	シーケンサ(PC、DDC)の異常履歴を確認
	【C. 電源電圧測定】
	入出力電源電圧の測定 安定化電源の出力電圧の測定
ロギングプリンタ [LOGPR1]  (1台)	【A. 清掃・点検】
	装置内部外部清掃(プリンタ、デスク)
	装置内外部に破損部が無いことを目視にて確認
	実装部品の取付状態確認
	コネクタの接続状態確認、配線状態の点検
	冷却ファンの動作確認
	給紙・排紙動作の確認
	印字品質の確認
	操作パネルの操作性確認
	表示パネル部の表示状態確認
	【B. 機能点検】
	オフラインにて印字テストを行い正常動作を確認
	累計印刷枚数の確認
	操作卓よりオンライン印刷を行い正常動作を確認
	【C. 電源電圧測定】
	入力電圧の測定

別表6 - 1 電気計装設備点検設備一覧

(令和5年度末現在)

施設	設備	検出器・伝送器	変換器	点検年度			
				R6	R7	R8	R9
第2ポンプ棟	1流入渠水位	SL-180C (JFE)	中継箱JB-483M (JFE)				
	2流入渠水位	SL-180C (JFE)	中継箱JB-483M (JFE)				
	1ポンプ井水位(差圧式)	EJA210J (横河)					
	1ポンプ井水位(投込式)	SL-180C (JFE)	中継箱JB-483M (JFE)				
	2ポンプ井水位(差圧式)	EJA210J (横河)					
	2ポンプ井水位(投込式)	SL-180C (JFE)	中継箱JB-483M (JFE)				
	揚水ポンプ吐出流量(1)	AXF300G (横河)	AXFA11G (横河)				
	揚水ポンプ吐出流量(2)	AXF500G (横河)	AXFA11G (横河)				
	揚水ポンプ吐出流量(3)	AXF400G (横河)	AXFA11G (横河)				
送風機棟	送風機吐出圧力	EJA430J (横河)	EJX430J (横河)				
	4吸込風量	T122D (島津)					
	5吸込風量	T722D (島津)					
	6吸込風量	T122D (島津)					
A系水処理	A系分配汚水流量	T782F400 (島津)	T787F11-91 (島津)				
	A-1反応タンク流入流量	AXF200G (横河)	AXFA11G (横河)				
	A-2反応タンク流入流量	AXF200G (横河)	AXFA11G (横河)				
	A-3反応タンク流入流量	AXF200G (横河)	AXFA11G (横河)				
	A-4反応タンク流入流量	AXF200G (横河)	AXFA11G (横河)				
	A系初沈汚泥引抜流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	A-1反応タンク送風量	EJA110J (横河)					
	A-2反応タンク送風量	EJA110J (横河)					
	A-3反応タンク送風量	EJA110J (横河)					
	A-4反応タンク送風量	EJA110J (横河)					
	A-1返送汚泥流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	A-2返送汚泥流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	A-3返送汚泥流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	A-4返送汚泥流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	A系余剰汚泥流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
B系水処理	B系分配汚水流量	T782F400 (島津)	T787F11-91 (島津)				
	B-5エアタンク送風量	T122D (島津)					
	B-6エアタンク送風量	T122D (島津)					
	B-7エアタンク送風量	T122D (島津)					
	B-8反応タンク送風量	EJA110 (横河)					
	B-5返送汚泥流量	T780F (島津)	T785F (島津)				
	B-6返送汚泥流量	T780F (島津)	T785F (島津)				
	B-7返送汚泥流量	T782F150 (島津)	T787F (島津)				
	B-8返送汚泥流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	B系余剰汚泥流量	T780F (島津)	T785F (島津)				
C系水処理	C系分配汚水流量	AXF400G (横河)	AXFA11G (横河)				
	C系初沈汚泥引抜流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	C-9反応タンク流入流量	AXF200G (横河)	AXFA11G (横河)				
	C-10反応タンク流入流量	AXF200G (横河)	AXFA11G (横河)				
	C-11反応タンク流入流量	AVG200(横河)	AXG1A(横河)				
	C-12反応タンク流入流量	AVG200(横河)	AXG1A(横河)				
	C-9反応タンク送風量	EJA110 (横河)					
	C-10反応タンク送風量	EJA110J (横河)					
	C-11反応タンク送風量	EJA110J (横河)					
	C-12反応タンク送風量	EJA110J (横河)					

施設	設備	検出器・伝送器	変換器	点検年度			
				R6	R7	R8	R9
	C - 9返送汚泥流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	C - 10返送汚泥流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	C - 11返送汚泥流量	AXG100 (横河)	AXG1A (横河)				
	C - 12返送汚泥流量	AXG100 (横河)	AXG1A (横河)				
	C系余剰汚泥流量	AXF080G (横河)	AXFA11G (横河)				
	C系スクラムピット液位(初沈・終沈)	SL-180C (JFE)	中継箱JB-483M (JFE)				
汚泥処理	1重力濃縮汚泥引抜流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	2重力濃縮汚泥引抜流量	AXF100G (横河)	AXFA11P (横河)				
	スクラムピット液位	EJA210 (横河)					
	余剰汚泥貯留槽液位(2台)	EJA210 (横河)					
	濃縮汚泥貯留槽液位	EJA210 (横河)					
	濃縮汚泥引抜流量	AXF100G (横河)	AXFA11P (横河)				
	分離液流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	1ベルト濃縮汚泥供給流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	2ベルト濃縮汚泥供給流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	- 1消化タンク液位	T154L (島津)					
	- 2消化タンク液位	T154L (島津)					
	- 1消化タンク液位	EJA210J (横河)					
	- 2消化タンク液位	T154L (島津)					
	系消化汚泥汚泥流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)				
	系消化汚泥汚泥流量	T780F (島津)	T785F (島津)				
	1汚泥貯留タンク液位	EJA118W (横河)					
	2汚泥貯留タンク液位	EJA210J (横河)					
	2脱水機薬液供給流量	AXF025G (横河)	AXFA11G (横河)				
	2脱水機汚泥供給流量	AXF080G (横河)	AXFA11G (横河)				
	3脱水機薬液供給流量	AXF025G (横河)	AXFA11G (横河)				
	3脱水機汚泥供給流量	AXF080G (横河)	AXFA11G (横河)				
返流水流量	AXF100G (横河)	AXFA11G (横河)					
放流設備	再揚水ポンプ井水位(1投込式)	SL-180C (JFE)	中継箱JB-483M (JFE)				
	再揚水ポンプ井水位(2電波式)	KRG-10-NN04HV-AA (東京計器)					
	雨水ポンプ井水位(1投込式)	SL-180C (JFE)	中継箱JB-483M (JFE)				
	雨水ポンプ井水位(2電波式)	KRG-10-NN04HV-AA (東京計器)					
	河川水位	MRG-10B-5N1H (東京計器)					
	放流量	SL-180C (JFE)	演算器VJX7-J26-AAA0 (JFE)				
	次亜塩素酸貯留タンク液位(2台)	EJA210J (横河)					
	凝集剤貯留タンク液位(2台)	EJA210J (横河)					
	3・4放流用次亜注入ポンプ流量	AXF002G (横河)	AXFA11G (横河)				
用水設備	ろ過水水量	AXF080G (横河)	AXFA11G (横河)				
	処理水槽水位	EJA118J (横河)					
	ろ過水槽水位	差圧伝送器EJA118J (横河)					

別表 6 - 2 電気計装設備点検項目

設備	項目
電磁流量計	異音・異臭・破損・損傷・発熱・発錆の有無の確認
	検出部取付け部状態の確認
	計器内外部の清掃
	締め付け部の増締め
	変換器各部の電圧電流測定(供給電圧・DC電圧・比較電圧等)
	励磁コイル絶縁抵抗測定
	電極間抵抗測定
	模擬入力による入出力変換特性試験
	再現性確認
	ゼロ点確認及び調整
	監視機能の確認
	パラメータの確認(機能のあるもの)
	電極とケース間の絶縁抵抗測定
	データ照合
差圧式流量計	異音・異臭・破損・損傷・発熱・発錆の有無の確認
	圧力導入部の漏れ確認
	検出部取り付け状態の確認
	計器内外部の清掃
	締め付け部の増締め
	電気回路各部電圧測定及び絶縁抵抗測定
	実加圧による入出力変換特性試験
	ゼロ点確認及び調整
	実レベルとの比較調整
	ダイヤフラム等の感圧部の状態確認
	パラメータの確認(機能のあるもの)
	導圧配管等のドレンフラッシング及びエア抜き
圧力式レベル計	異音・異臭・破損・損傷・発熱・発錆の有無の確認
	圧力導入部の漏れ確認
	検出部取り付け状態の確認
	計器内外部の清掃
	締め付け部の増締め
	電気回路各部電圧測定及び絶縁抵抗測定
	実加圧による入出力変換特性試験
	ゼロ点確認及び調整
	実レベルとの比較調整
	ダイヤフラム等の感圧部の状態確認
	パラメータの確認(機能のあるもの)
	投入圧力式レベル計
外観の確認(変換器)	
指示計・表示部の確認	
計器内外部の清掃	
端子の緩み点検及び増締め	
中空ケーブル、吊下チェーン、本体ベローズ等の損傷及び腐食の有無の確認	
検出部の膨張又は収縮の有無の確認	
プリント板(避雷、変換器)の異常の有無の確認	
大気補正用パイプの詰まり、折損の有無の確認	
大気圧による入出力変換性試験	
実レベルとの比較調整	
信号ケーブルと対アース間の絶縁抵抗測定	
電源及び信号ケーブルと対アース間の電圧測定	

注：上記 1～4 以外の機器については、ループ試験を行うこと。ループ試験により不具合を発見した場合は発注者と協議の上、構成機器の点検を行うこと。

別表7-1 水質計装設備点検機器一覧

(令和5年度末現在)

## (1) 機器名称 MLSS計

設置場所	検出器	変換器	製造業者	製造年	製造番号
B-5-4池	SSD-20	SSD-20	DKK	1994年	330362
B-7-4池	SSD-320	検出器一体型	DKK	2006年	547385
B-8-4池	SS300G	SS400G	横河電機	2009年	92J901512
C-9-4池	SS-90	HU-200SS	堀場アドバンステクノ	2013年	7YP0209L9
C-10-4池	SS-90	HU-200SS	堀場アドバンステクノ	2013年	68HCENK6
A-1-4池	SS-90	HU-200SS	堀場アドバンステクノ	2015年	V453EB06
A-2-4池	SS-90	HU-200SS	堀場アドバンステクノ	2015年	KWXV1PLC
A-3-4池	SS-90	HU-200SS	堀場アドバンステクノ	2017年	E9FWSPYK
A-4-4池	SS-90	HU-200SS	堀場アドバンステクノ	2017年	TNK0JKM2
C-11-4池	SS-90	HU-200SS	堀場アドバンステクノ	2021年	SF2DNCMV
C-12-4池	SS-90	HU-200SS	堀場アドバンステクノ	2021年	MNAKF7WO

## (2) 機器名称 DO計

設置場所	検出器	変換器	製造業者	製造年	製造番号
B-5-4池	JOC-711B	ODM-136	DKK	1999年	334378
B-7-4池	JOC-711C	ODM-136A	DKK	2006年	545735
B-8-2池	DO30G	DO402G	横河電機	2009年	92J901494
B-8-4池	DO30G	DO402G	横河電機	2009年	92J901495
C-9-2池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2013年	9EES8NLH
C-9-4池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2013年	8R9ERH73
C-10-2池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2013年	X3VN4D6L
C-10-4池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2013年	H0SD80G6
A-1-2池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2015年	NEHKF2JT
A-1-4池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2015年	W2KH353L
A-2-2池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2015年	EEHL297G
A-2-4池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2015年	RFKNF14P
A-3-2池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2018年	U0LPJ0E4
A-3-4池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2018年	TG1N0K82
A-4-2池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2018年	NLT3X0HJ
A-4-4池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2018年	2HPYJ60B
C-11-2池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2021年	UH30JAR0
C-11-4池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2021年	NFYRYK6
C-12-2池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2021年	U34ABNV0
C-12-4池	DO-2000	HD-200FL	堀場アドバンステクノ	2021年	X6CXE9JT

## (3) 機器名称 pH計

設置場所	検出器	変換器	製造業者	製造年	製造番号
B-8-4池	PH8EFP	PH450G	横河電機	2009年	92J901491
C-9-4池	6108-50B	HP-200	堀場アドバンステクノ	2013年	7GRVPPUG
C-10-4池	6108-50B	HP-200	堀場アドバンステクノ	2013年	TNVAW521
A-1-4池	6108-50B	HP-200	堀場アドバンステクノ	2015年	PE3MH0CU
A-2-4池	6108-50B	HP-200	堀場アドバンステクノ	2015年	R4CK0V0V
A-3-4池	6108-50B	HP-200	堀場アドバンステクノ	2018年	JV8JRR8A
A-4-4池	6108-50B	HP-200	堀場アドバンステクノ	2018年	FRX5B1WG
C-11-4池	6108-50B	HP-200	堀場アドバンステクノ	2021年	PNX10278
C-12-4池	6108-50B	HP-200	堀場アドバンステクノ	2021年	VWUDNLJN
滅菌室	6108-50B	HP-200	堀場アドバンステクノ	2013年	JXUW7XRK
脱臭設備		HB-121D(調節計)	DKK	1999年	319873
脱臭設備	5600型	HDM-136A	DKK	2008年	627498

## (4) 機器名称 ORP計

設置場所	検出器	変換器	製造業者	製造年	製造番号
B-7-1池	JHC7B	HDM138	DKK	1999年	346083
B-8-1池	OR8EFG	PH450G	横河電機	2009年	92J901492
B-8-3池	OR8EFG	PH450G	横河電機	2009年	92J901493
C-9-1池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2013年	W8CSE3YT
C-9-3池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2013年	MTWJ17UB
C-10-1池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2013年	HNUDACUW
C-10-3池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2013年	U55MND0G
A-1-1池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2015年	7M0859GV
A-1-3池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2015年	X85CD9P0
A-2-1池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2015年	PXAWDABX
A-2-3池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2015年	WTJJ4AWA
A-3-1池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2018年	4V4REAA3
A-3-3池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2018年	MLV4WPJK
A-4-1池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2018年	VKWG3MV5
A-4-3池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2018年	WS7CXVXN
C-11-1池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2021年	DUSJA7KL
C-11-3池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2021年	4HH4B06N
C-12-1池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2021年	16A52D44
C-12-3池	6805-50B	HO-200	堀場アドバンステクノ	2021年	MFRPJ20S

別表7 - 2 水質計装機器点検・整備項目一覧

製造業者 (株) DKK

項目		機器		MLSS計		DO計	pH計	ORP計
				SSD - 20	SSD - 320			
点 検	検出器周辺・変換器・検出器総合動作試験							
	検出器周辺・変換器・検出器清掃							
	ゼロ調整							
	スパン調整							
	標準液調整							
	温度測定値の確認							
	被検液による計器指示値の確認							
整 備	部品交換	ワイパー、光源ランプ、測定セルキット、受光器(青)、モーターASSY、シリカゲル、Oリング、リードスイッチ、ベアリング、防錆剤(2個)	Oリング、ポリウレタンチューブ、エアースリッダ、セル、ワイパー、ミニYパッキン、圧力スイッチ、エレメント用紙	隔膜、Oリング、内部液	pH電極、電極内部液、pH標準液	pH電極、電極内部液、pH標準液		

製造業者 横河電機 堀場アドバンステクノ

項目		機器	MLSS計	DO計	pH計	ORP計
点 検	検出器周辺・変換器・検出器総合動作試験					
	検出器周辺・変換器・検出器清掃					
	ゼロ調整					
	スパン調整					
	標準液調整					
	温度測定値の確認					
	被検液による計器指示値の確認					
整 備	部品交換			隔膜、リング、内部液	pH電極、電極内部液、pH標準液	ORP電極、電極内部液、標準液

別表 8 - 1

ボイラ遠隔監視装置点検確認書 ( 1 )

点検系統	部品名	確認事項	設定・点検方法	測定値・修正事項	点検結果
遠 隔 監 視 装 置	ボイラ水位 発信器	設定水位に依る 動作の確認	D C 4 ~ 2 0 mAをボイラ 水位-100 ~ +200mmAqに設 定しボイラ常用水位(指 針付き)を0点に設定する	表示誤差 mm 修正 mm	
	ボイラ蒸気圧力 発信器	設定圧力に依る 動作の確認	D C 4 ~ 2 0 mAをボイラ 圧力0 ~ 10kg / cm <sup>2</sup> に設定 し大気圧力を0点に設定 する	蒸気圧力 kg / cm <sup>2</sup> 異常(高)出力 kg / cm <sup>2</sup>	
	ボイラ炉内圧力 発信器	設定圧力に依る 動作の確認	D C 4 ~ 2 0 mAを炉内圧 力-500 ~ +500mmAqに設定 し大気圧力を0点に設定 する。	測定値 mmAq 出力値 mmAq	
	軟水タンク水位 発信器	設定水位に依る 動作の確認	D C 4 ~ 2 0 mAを水位0 ~ 2 0 0 0 mmAqに設定す る	実測値 mmAq 出力値 mmAq	
	排ガス温度計 の確認	P t に依る測定	D C 4 ~ 2 0 mAを0 ~ 4 0 0 に設定する	実測値 出力値	
	給水流量計	瞬間流量確認	D C 4 ~ 2 0 mAを0 ~ 5 m <sup>3</sup> / hに設定する	実測値 m <sup>3</sup> / h 出力値 m <sup>3</sup> / h	
		積算流量の確認	0 . 1 m <sup>3</sup> / p になっ ているか確認	実測値 m <sup>3</sup> / h 出力値 m <sup>3</sup> / h	
	油流量計	瞬間流量確認	D C 4 ~ 2 0 mAを0 ~ 2 0 0 L / hに設定する	実測値 L / h 出力値 L / h	
		積算流量の確認	1 L / p になっている か確認	秒 / p	
	ガス流量計	瞬間流量確認	D C 4 ~ 2 0 mAを0 ~ 2 0 0 m <sup>3</sup> / hに設定する	実測値 m <sup>3</sup> / h 出力値 m <sup>3</sup> / h	
		積算流量の確認	1 m <sup>3</sup> / p になっている か確認	秒 / p	
	煤煙濃度計	煤煙濃度計の確 認	D C 4 ~ 2 0 mAを0 ~ 1 0 0 % になっているか確 認	測定値 % 出力値 %	

点検系統	部品名	確認事項	設定・点検方法	中央監視室 表示計器確認	点検結果
ル ー ブ テ ス ト	ボイラ水位 発信器	各出力に依る表示値 の確認	出力端子に0～1 00%の模擬信号 を入力	0%	mm
				25%	mm
				50%	mm
				75%	mm
				100%	mm
	ボイラ蒸気圧力 発信器	各出力に依る表示値 の確認	出力端子にDC4 ～20mAの模擬信 号を入力	4mA	kg/cm <sup>2</sup>
				8mA	kg/cm <sup>2</sup>
				12mA	kg/cm <sup>2</sup>
				16mA	kg/cm <sup>2</sup>
				20mA	kg/cm <sup>2</sup>
	ボイラ炉内圧力 発信器	各出力に依る表示値 の確認	出力端子にDC4 ～20mAの模擬信 号を入力	4mA	mmAq
				8mA	mmAq
				12mA	mmAq
				16mA	mmAq
				20mA	mmAq
	軟水タンク水位 発信器	各出力に依る表示値 の確認	出力端子にDC4 ～20mAの模擬信 号を入力	4mA	mmAq
				8mA	mmAq
				12mA	mmAq
				16mA	mmAq
				20mA	mmAq
	排ガス温度計	各出力に依る表示値 の確認	出力端子にDC4 ～20mAの模擬信 号を入力	4mA	
				8mA	
				12mA	
				16mA	
				20mA	
	給水流量計	各出力に依る表示値 の確認	出力端子にDC4 ～20mAの模擬信 号を入力	4mA	m <sup>3</sup> /h
				8mA	m <sup>3</sup> /h
				12mA	m <sup>3</sup> /h
	16mA			m <sup>3</sup> /h	
	20mA			m <sup>3</sup> /h	
		ワンショット出力に 依る積算値の確認	0.1m <sup>3</sup> /pに成ってい るか確認		m <sup>3</sup> /p
	給油流量計	各出力に依る表示値 の確認	出力端子にDC4 ～20mAの模擬信 号を入力	4mA	L/h
8mA				L/h	
12mA				L/h	
16mA	L/h				
20mA	L/h				
	ワンショット出力に 依る積算値の確認	1L/pに成っているか確 認		L/p	
ガス流量計	各出力に依る表示値 の確認	出力端子にDC4 ～20mAの模擬信 号を入力	4mA	m <sup>3</sup> /h	
			8mA	m <sup>3</sup> /h	
			12mA	m <sup>3</sup> /h	
			16mA	m <sup>3</sup> /h	
			20mA	m <sup>3</sup> /h	
	ワンショット出力に 依る積算値の確認	1m <sup>3</sup> /pに成っているか 確認		m <sup>3</sup> /p	
煤煙濃度計	各出力に依る表示値 の確認	出力端子にDC4 ～20mAの模擬信 号を入力	4mA	%	
			8mA	%	
			12mA	%	
			16mA	%	
			20mA	%	

別表 8 - 3 F T - ボ イ ラ 運 転 点 検 記 録

点検場所	東宇治浄化センター		住所	宇治市木幡北島十番地		電話	0774(39)9306	担当	
ボイラー	型式		定格容量		最高使用圧力	製作 番号		大	
バーナー	型式		容 量		制御方式			大溶	
使用燃料			着火バーナー-燃料	プロパンガス					
プロテクトリレー			比例調節器			着火トランス			
炎検知器			調節器			調節弁			
制御モーター			空気圧sw			油圧上限sw			
パイロット弁			オイルポンプ			油圧下限sw			
			感震器						
番号	確認事項		測定値	判定	番号	確認事項		測定値	判定
1	バーナ、付属機器取付状態（目視）				21	プリパージ時間		秒	
2	缶体内部の状態、乾燥剤抜き取り				22	低燃、高燃インターロック確認			
3	築炉の状態				23	パイロット・スパーク時間		秒	
4	配管の漏洩				24	パイロット炎確認時間		秒	
5	煙道ダンパー開閉状態				25	パイロット、主弁重複時間		秒	
6	バーナー、ファンのベルトの張り具合				26	失火時間		秒	
7	バーナー、ファンの回転方向				27	ポストパージ時間		秒	
8	潤滑油の注油状態				28	圧力（温度）調節器動作確認 ON			
9	配管エア抜確認					OFF			
10	操作回路ホット側、アース側確認				29	圧力（温度）比例調節器動作確認			
11	リップバックイン当り面確認				30	低水位遮断 S W 動作確認			
12	カップ出代		mm		31	異常低水位遮断 S W 動作確認			
13	バツフルプレート出代		mm		32	給水ポンプ発停動作確認			
14	リンケージ動作確認				33	安全弁吹出し、吹止り圧力確認			
15	燃料遮断弁弁越りク確認				34	インゼクター動作確認			
16	空気圧 S W、動作確認				35	排煙濃度計動作確認			
17	ガスガバーナ設定圧確認				36	リークチェッカー動作確認			
18	ガス圧下限 S W、動作確認				37	水面計水位動作確認			
19	ガス圧上限 S W、動作確認				38	感震器動作確認			
20	主燃料弁開閉時間		開		39				
			閉		40				
	0%	25%	50%	75%	100%	備考			
燃焼量									
燃料圧									
燃料温度									
ダンパー開度									
調節弁開度									
炉内圧 / ドラフト									
ファン電流									
フレーム電流値									
O <sub>2</sub> 、CO <sub>2</sub> 、CO									

別表 8 - 4

## 燃 焼 調 整 記 録

東宇治浄化センター				電話	0774-39-9306
宇治市木幡北島十番地				備考	
ボイラー	型式	定格蒸発量	最高使用圧力		製造番号
バーナー	型式	容量			
制御方式	比 例 制 御				
供給燃料	消 化 ガ ス ・ A 重 油				
	0	25	50	75	100
燃 焼 量 L / h					
ガス・オイル調節弁開度					
エアーダンパー開度(1次)					
エアーダンパー開度(2次)					
ガス・オイル圧力(1次)					
ガス・オイル圧力(2次)					
排 ガ ス O <sub>2</sub>					
排ガスCO					
排ガス温度					
フレイムアイ電流 μA					
押込ファン電流 A					
EGRダンパー開度					
煙道ダンパー開度					
[備考]					
調整立会者		調整日	令和 年 月 日	調整者	

別表 9 - 1 消防設備一覧

(令和5年度末現在)

項目		管理棟	第1ポンプ棟	第2ポンプ棟	ホッパ―室	送風機棟	用水棟	消毒・凝集棟	C系電気室	管廊	濃縮棟	脱臭棟	消化設備	汚泥棟	放流棟	合計	
自動火災 報知設備	感知器	差動式スポット型	62	2	1									16		81	
		定温式スポット型	14	49				9						17		89	
		煙感知器	15	27		22			16		21	4		28		133	
		差動式分布型												7		7	
	発信機	P型1級40L	1														1
		P型1級10L													1		1
		P型1級5L													1		1
		発信機P型1級埋込型	4		11	1	2		2	2	14	3	1		7		47
		電 鈴	5		11	1	2		2	2	16	3	1		7		50
		表 示 灯	4		11	1	2		2	2	14	3	1		7		47
誘導灯設備	誘 導 灯	11	2	23	1	7		2	7	41	12	2	6	17	4	135	
非常放送設備	スピーカー	29	2	17	2	4	2	2	5	27	8	2	5	23	3	131	
消火栓設備	消 火 栓													4		4	
消火器設備	消火器	10型	20	1	13	2	9	3	3	22	9	6	2	4	20	4	118
		20型・50型	2		4	1	1							4			12
		強化液6型									6						6

別表10-1 フロン類使用機器一覧

代替フロン使用製品

(令和5年度末現在)

機器の特定に関する事項						機器の場所	充填されているフロン類に関する事項	
機器の名称	台数	型式	定格出力 (kW)	メーカー	製造年		冷媒の種類	冷媒の量 (kg)
空冷ヒートポンプエアコン	2	RXYP450AA	11.7	ダイキン工業	平成20年	管理棟	R410A	10.8
空冷ヒートポンプエアコン	2	RXYP560AA	12.4	ダイキン工業	平成20年	管理棟	R410A	16.21
空冷ヒートポンプエアコン	3	RAS-AP140GH2	2.5	日立アプライアンス	平成26年	汚泥棟	R410A	4.2
空冷ヒートポンプエアコン	5	RAS-AP280GH2	5.8	日立アプライアンス	平成26年	管理棟	R410A	6
空冷ヒートポンプエアコン	2	RZYP112CA	2.03	ダイキン工業	平成26年	第2ポンプ棟	R410A	2.6
除湿機	1	RAX6J-SE-A1	0.4	オリオン	令和3年	汚泥棟	R134a	0.28
除湿機	1	GX5203D-AC100V	0.32	CKD	平成26年	用水棟	R134a	0.1
除湿機	1	HDN-8BE	0.1	日立産機システム	平成22年	初沈管廊	R407C	0.08
除湿機	1	HDN-15BX	0.25	日立	不明	汚泥棟1F	R22	0.2
除湿機	1	HDN-8BF	0.2	日立産機システム	平成25年	C系管廊	R134a	0.11
薬用冷蔵ショーケース	1	MPR-311D(H)	0.26	三洋電機	不明	管理棟 水質試験室	R412A	0.145
恒温器	1	IN802	0.3	ヤマト科学	不明	管理棟 水質試験室	R404A	0.305
自動採水器	1	LYSAM-S-J-W	不明	エヌケーエス	平成20年	流入渠	R134a	0.3
自動採水器	1	LYSAM-SN	不明	エヌケーエス	平成25年	除塵機室	R134a	0.3
自動採水器	1	LYSAM-S-J-V1	不明	エヌケーエス	平成25年	除塵機室	R134a	0.3
自動採水器	1	LYSAM-SN-J-V3	不明	エヌケーエス	平成25年	分配槽	R134a	0.3
自動採水器	1	LYSAM-SN-J-V1	不明	エヌケーエス	平成21年	A系初沈屋外	R134a	0.3
自動採水器	1	LYSAM-SN-J-V1	不明	エヌケーエス	平成21年	A系終沈屋外	R134a	0.3
自動採水器	1	LYSAM-SN-J-V1	不明	エヌケーエス	平成27年	C系終沈屋外	R134a	0.3
自動採水器	1	LYSAM-S-J-W	不明	エヌケーエス	平成21年	放流棟	R134a	0.3
自動採水器	1	不明	不明	エヌケーエス	不明	B系初沈屋外	R134a	0.3
自動採水器	1	不明	不明	エヌケーエス	平成12年	B系終沈屋外	R134a	0.3
ルームエアコン 空冷式	1	F40KVV-W (R40KVV)	1.5	ダイキン工業	平成21年	管理棟 仮眠室	R410A	1.2
ルームエアコン 空冷式	1	F36KVV-W (R36KVV)	1.05	ダイキン工業	平成21年	管理棟 宿直室	R410A	1.2
空冷式パッケージエアコン	2	RP56BBT (FHCP56AL)	1.15	ダイキン工業	平成24年	C系電気室 ACP1	R410A	1.5

別表 1 1 - 1 貯水槽仕様

	槽数	有効容量	材質	設置場所	検査要否*
受水槽	1 槽	7 . 5 m <sup>3</sup>	F R P	屋内（管理棟地下 1 階）	要
高置水槽	1 槽	1 . 5 m <sup>3</sup>	F R P	屋外（管理棟屋上）	要
消火用充水タンク	1 槽	1 m <sup>3</sup>	鋼製	屋外（汚泥棟屋上）	否
高架水槽	1 槽	6 m <sup>3</sup>	F R P	屋外（汚泥棟屋上）	否
高架水槽	1 槽	1 m <sup>3</sup>	F R P	屋外（放流棟屋上）	否

\* 特記仕様書第5条に定める検査の要否

別表 1 1 - 2 水質検査項目

検査項目	単位	水道水質基準値
一般細菌	個/mL	100個/mL
大腸菌		検出されないこと
亜硝酸態窒素	mg/L	0.04mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10mg/L以下
塩化物イオン	mg/L	200mg/L以下
全有機炭素量（TOC）	mg/L	3mg/L以下
P H 値		5.8以上8.6以下
味		異常でないこと
臭気		異常でないこと
色度	度	5度以下
濁度	度	2度以下
遊離残留塩素	mg/L	管理基準0.1mg/L以上

（参考）業務に必要な資格等

建築物飲料水貯留槽清掃業登録

貯水槽清掃作業監督者講習会修了者（現場代理人または主任作業員）

簡易専用水道検査機関登録（簡易専用水道検査および水質検査）

別表 1 2 - 1 マンホールポンプ場施設一覧

(令和5年度末現在)

番号	施設名	場所	仕様
1	徳永マンホールポンプ場	宇治市六地蔵徳永地内	80×0.45m <sup>3</sup> /分×2.2kW×2台
2	平尾マンホールポンプ場	宇治市木幡平尾地内	80×0.28m <sup>3</sup> /分×1.5kW×2台
3	中筋No.1マンホールポンプ場	宇治市菟道中筋地内	65×0.16m <sup>3</sup> /分×0.75kW×2台
4	中筋No.2マンホールポンプ場	宇治市菟道中筋地内	80×0.28m <sup>3</sup> /分×1.5kW×2台
5	森本マンホールポンプ場	宇治市菟道森本地内	80×0.181m <sup>3</sup> /分×1.5kW×2台
6	塔川 1マンホールポンプ場	宇治市宇治塔川地内	80×0.181m <sup>3</sup> /分×1.5kW×2台
7	半白マンホールポンプ場	宇治市宇治半白地内	65×0.12m <sup>3</sup> /分×0.75kW×2台
8	池森マンホールポンプ場	宇治市宇治池森地内	65×0.171m <sup>3</sup> /分×0.75kW×2台
9	一ノ坪マンホールポンプ場	宇治市槇島町一ノ坪地内	80×0.283m <sup>3</sup> /分×1.5kW×2台
10	島前マンホールポンプ場	宇治市槇島町島前地内	80×0.283m <sup>3</sup> /分×1.5kW×2台
11	藪里マンホールポンプ場	宇治市菟道藪里地内	80×0.159m <sup>3</sup> /分×1.5kW×2台
12	乙方マンホールポンプ場	宇治市宇治乙方地内	80×0.159m <sup>3</sup> /分×1.5kW×2台
13	里尻マンホールポンプ場	宇治市宇治里尻地内	80×0.159m <sup>3</sup> /分×1.5kW×2台
14	塔川 2マンホールポンプ場	宇治市宇治塔川地内	80×0.398m <sup>3</sup> /分×2.2kW×2台
15	清水マンホールポンプ場(予定)	宇治市槇島町清水地内	80×0.181m <sup>3</sup> /分×1.5kW×2台
16	志津川 1マンホールポンプ場	宇治市志津川東詰地内	50×0.16m <sup>3</sup> /分×0.4kW×2台
17	志津川 2マンホールポンプ場	宇治市志津川東詰地内	65×0.16m <sup>3</sup> /分×0.75kW×2台
18	志津川 3マンホールポンプ場	宇治市志津川東組地内	50×0.16m <sup>3</sup> /分×0.75kW×2台
19	志津川 4マンホールポンプ場	宇治市志津川東組地内	65×0.16m <sup>3</sup> /分×1.5kW×2台
20	志津川 5マンホールポンプ場	宇治市志津川東詰地内	65×0.16m <sup>3</sup> /分×0.75kW×2台
21	志津川 6マンホールポンプ場	宇治市志津川南組地内	65×0.16m <sup>3</sup> /分×0.75kW×2台
22	志津川 7マンホールポンプ場	宇治市志津川南組地内	80×0.16m <sup>3</sup> /分×3.7kW×2台
23	志津川 8マンホールポンプ場	宇治市志津川南組地内	65×0.18m <sup>3</sup> /分×0.75kW×2台
24	志津川 9マンホールポンプ場	宇治市志津川南組9番地	80×0.283m <sup>3</sup> /分×7.5kW×2台
25	志津川 10マンホールポンプ場	宇治市志津川北組地内	80×0.349m <sup>3</sup> /分×7.5kW×2台

別表 1 2 - 2 マンホールポンプ点検項目

対象	項目	日	月	年
遠隔監視	定時収集データの受信確認	○		
	各設備における運転状況の確認	○		
	その他異常警報有無の確認	○		
	月報、年報データの記録作成		○	○
ポンプ	電流値及び電力値の確認		○	○
	異音、振動及び外観点検		○	○
	外観（汚損・損傷・発熱）		○	○
	計器指示値及び表示灯の点灯確認		○	○
	漏電遮断器の動作確認		○	○
	絶縁抵抗測定		○	○
	自動運転の動作試験		○	○
	警報回路及び異常時通報装置の動作試験		○	○
	漏水の有無及びジョイント部の接合状況		○	○
	スカム・しさ堆積等の目視確認		○	○
	点検記録作成		○	○
	着脱装置の機能確認			○
	腐食状態の確認			○
	軸封部状態確認			○
	オイル交換			○
	ネジ等の緩み点検			○
	端子等の増し締め			○
	逆止弁動作確認			○
槽内スカム・沈砂清掃			○	
槽内外観点検（亀裂・漏水・錆等）			○	

その他の業務

緊急時の対応

環境整備、除塵及びスカム、油脂類の除去等に係わる作業

別表 13 - 1

施 設 名	点検項目							点検頻度
	躯体	仕上げ	屋根防水	建具	金属物	簡易覆蓋	その他	
管 理 棟								年1回
第 1 ポ ン プ 棟								
第 2 ポ ン プ 棟								
送 風 機 棟								
C 系 電 気 室								
用 水 滅 菌 室								
消 毒 ・ 凝 集 棟								
放 流 ポ ン プ 棟								
汚 泥 濃 縮 棟								
生 物 脱 臭 棟								
系 消 化 タ ン ク								
系 消 化 タ ン ク								
汚 泥 処 理 棟								
管 廊								
水 処 理 施 設 ( A 系 )								
水 処 理 施 設 ( B 系 )								
水 処 理 施 設 ( C 系 )								
場 内 道 路								

別表 1 3 - 2

項	分類	点検項目
躯体	年次点検	ひび割れ、浮き、漏水、鉄筋腐食等

別表 1 3 - 3

項	分類	位置	仕上種別	点検項目
仕上げ	年次点検	外装	吹き付け 塗装 モルタル	摩耗・汚れ・退色 ひび割れ 浮き・膨れ・剥がれ 損傷・破損 漏水
			タイル張り 石張り	摩耗・汚れ・退色 ひび割れ 浮き・膨れ・剥がれ 損傷・破損 漏水
			金属成形板 金属カーテンウォール	汚れ・退色 発錆・腐食 あばれ・変形・緩み 損傷・破損 漏水
		内装	吹き付け 塗装 モルタル (床・壁・天井)	摩耗・汚れ・退色 ひび割れ 浮き・膨れ・剥がれ 損傷・破損 漏水
			シート張り フローリング (床)	摩耗・汚れ・退色 ひび割れ 浮き・膨れ・剥がれ 損傷・破損
			畳 カーペット (床)	摩耗・汚れ・退色
			ボード (壁・天井)	摩耗・汚れ・退色 ひび割れ 浮き・膨れ・剥がれ 損傷・破損 漏水
			吸音材 (壁・天井)	摩耗・汚れ・退色 浮き・膨れ・剥がれ 損傷・破損 漏水
			壁紙 (壁・天井)	摩耗・汚れ・退色 浮き・膨れ・剥がれ 損傷・破損 漏水
			タイル張り (壁)	摩耗・汚れ・退色 ひび割れ 浮き・膨れ・剥がれ 損傷・破損 漏水

別表 1 3 - 4

項	分類	形式	防水種別	点検項目
屋根防水	年次点検	陸屋根	アスファルト防水 (保護コンクリート)	・保護コンクリートの劣化 ・伸縮目地の劣化、雑草 ・漏水(跡)
			シート防水 (保護塗装)	・膨れ・剥がれ ・破損 ・漏水(跡)
			塗膜防水 (保護塗装)	・膨れ・剥がれ ・破損 ・漏水(跡)
			パラペット・笠木 (金属笠木・モルタル笠木)	・発錆(金属笠木) ・シーリング部劣化(金属笠木) ・破損(金属笠木) ・ひび割れ(モルタル笠木) ・膨れ・剥がれ(モルタル笠木)
		勾配屋根	金属板葺き	・汚れ・退色 ・発錆 ・破損 ・漏水(跡)
			かわら葺き	・留付け金物の発錆、ずれ ・破損 ・漏水(跡)
			スレート葺き	・留付け金物の発錆、ずれ ・破損 ・漏水(跡)

別表 1 3 - 5

項	分類	建具種別	点検項目
建具	年次点検	扉及び枠 ・鋼製・軽量鋼製 ・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・木製	<b>【内部・外部建具共通】</b> ・建具及び周辺からの漏水の有無 ・召し合わせ及び気密性の良否 ・開閉作動状態・障害物有無 ・丁番及びドアクローザーの取付け状態及び作動状態の良否 ・建具の変形、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化 ・施錠状態 ・握り玉(ドアノブ)、レバーハンドル等のがたつきの有無 ・戸当たり、フランス落とし等の不具合の有無 ・ガラスの傷、割れの有無 ・適合性 <b>【外部建具】</b> ・建具及び周辺からの漏水の有無 ・召し合わせ及び気密性の良否
		窓及び枠・ガラリ ・鋼製・軽量鋼製 ・アルミニウム製 ・ステンレス製	<b>【内部・外部建具共通】</b> ・建具及び周辺からの漏水の有無 ・召し合わせ及び気密性の良否 ・開閉作動状態・障害物有無 ・丁番及びドアクローザーの取付け状態及び作動状態の良否 ・建具の変形、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化 ・施錠状態 ・ガラスの傷、割れの有無 ・適合性 <b>【外部建具】</b> ・建具及び周辺からの漏水の有無 ・召し合わせ及び気密性の良否
		シャッター ・鋼製・軽量鋼製 ・アルミニウム製 ・ステンレス製	<b>【内部・外部建具共通】</b> ・建具及び周辺からの漏水の有無 ・開閉作動状態・障害物有無 ・変形、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化 ・取付け状態の良否 ・施錠状態 ・適合性 <b>【外部建具】</b> ・建具及び周辺からの漏水の有無

表 1 3 - 6

項	分類	金属種別	点検項目
金属物	年次点検	笠木 ルーフトレン・樋 手すり タラップ SUSノンスリップ グレーチング フック ホイストレール 蓋類・トップライト	・発錆 ・腐食 ・がたつき

表 1 3 - 7

項	分類	種別	部位	点検項目
簡易 覆蓋	年次点検	アルミニウム製	本体及び受枠	変形、亀裂、損傷、錆、腐食等
		合成木材製	本体及び受枠	変形、亀裂、損傷、錆、腐食等

表 1 3 - 8

項	分類	種別	点検項目
その他	年次点検	アスファルト舗装	ひび割れ、陥没、著しい段差等
		コンクリート舗装	目地部の損傷、ひび割れ
		側溝	ひび割れ、陥没、著しい段差等
		マンホール蓋	外観、がたつき、表面摩耗、蓋・受枠間の段差等
		フェンス	変形、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化、がたつき等
		ガードレール	変形、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化等
		門扉	変形、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化、施錠状態等

一般平面図(現況)

S=1:800

別図



- (1) 管理棟及び修景池周辺の芝生の除草と散水
- (2) 敷地内及び周辺道路での落葉の清掃
- (3) 敷地内(管理棟及び修景池周辺の芝生部分を除き、緑道を含む)の年2回以上の除草。
- (4) 敷地外周と場内道路沿いの樹木は、状況に応じて発注者と協議の上、木の種類に適した時期に、樹木のそれぞれの性質、形状に合わせて樹形等を整える。

業務名称	東宇治浄化センター維持管理業務委託		
施設名	東宇治浄化センター		
図面名称	一般平面図(現況)	縮尺	1:800
検収年月	-	図面種別コード	-
設計管理	-	業務委託番号	-
受託業者	-	図面番号	-